

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年12月19日
【事業年度】	第14期（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）
【会社名】	株式会社デファクトスタンダード
【英訳名】	Defactostandard,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 尾嶋 崇遠
【本店の所在の場所】	東京都大田区平和島三丁目3番8号
【電話番号】	(03)4405-8177（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 丸尾 隆
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区平和島三丁目3番8号
【電話番号】	(03)4405-8177（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 丸尾 隆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成25年 9 月	平成26年 9 月	平成27年 9 月	平成28年 9 月	平成29年 9 月
売上高 (千円)	4,361,328	6,387,359	8,622,650	9,627,522	10,514,280
経常利益 (千円)	150,219	166,098	201,008	315,862	441,813
当期純利益 (千円)	91,265	100,900	143,301	207,338	304,427
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	89,750	89,750	256,555	1,205,052	1,209,422
発行済株式総数 (株)	1,199	1,199	64,950	4,512,500	4,570,000
純資産額 (千円)	431,332	531,853	1,012,851	3,117,176	3,314,254
総資産額 (千円)	796,309	1,068,920	1,567,982	3,814,190	4,058,978
1株当たり純資産額 (円)	359,743.55	177.58	311.66	690.62	737.98
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	76,118.11	33.68	45.51	61.98	67.00
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	58.61	65.37
自己資本比率 (%)	54.17	49.76	64.55	81.71	81.63
自己資本利益率 (%)	23.66	20.95	18.56	10.04	9.47
株価収益率 (倍)	—	—	—	25.67	21.79
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	39,943	△232,454	298,254	325,070
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△15,911	△89,490	△7,943	△80,231
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△380	286,024	1,879,525	△107,781
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	188,911	157,922	2,327,288	2,465,271
従業員数 (人)	37	42	48	46	55
(外、平均臨時雇用者数)	(338)	(438)	(524)	(746)	(871)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、無配のため記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第10期から第12期までは新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

6. 当社は、平成28年8月31日に東京証券取引所マザーズへ上場したため、第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新規上場日から第13期事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

7. 第10期から第12期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

8. 第10期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、当該記載に係る各項目については、記載しておりません。

9. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
10. 第11期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、優成監査法人により監査を受けておりますが、第10期の財務諸表については、監査を受けておりません。
11. 当社は、平成27年4月27日付で普通株式1株につき50株の株式分割を、平成28年6月8日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2【沿革】

当社の創業者は、当社設立以前より個人事業によりフリーマーケット等で商品を仕入れてオークションで販売するオークション販売事業を行っていましたが、平成18年2月に他社より宅配買取サイトを取得以降、宅配買取も開始いたしました。その後、ブランド・ファッションにおけるネットを活用したECの広がりを受けて、平成18年頃より商材もブランド・ファッションに絞り、平成21年5月より買取は宅配買取のみに絞ったサービスとし、自社サイト・他社サイトを活用したファッション・ブランドのリユース品の買取・販売サービスを運営する現在の体制に至っております。

当社の主な沿革は、次のとおりであります。

年月	概要
平成12年9月	当社創業者の個人事業として、フリーマーケット等で商品を仕入れてオークションで販売するオークション販売事業を開始
平成16年4月	東京都品川区大崎に、株式会社デファクトスタンダードを設立（資本金5百万円）、個人事業時のヤフオク!アカウントを引き継ぎ営業を開始
平成17年10月	本社を東京都港区三田に移転
平成18年2月	宅配買取サイト「ブランドキング」を営業譲渡により取得、店頭または宅配にて個人から買取を行いインターネットで販売するリユース事業を開始
同月	オークション統計ページ（仮）を営業譲渡により取得、メディア事業を開始
平成18年3月	(株)ネットプライス(現 BEENOS(株))による子会社化
同月	自社オークションサイト「ネットプライスオークション」サービス開始
平成19年4月	本社を東京都港区芝に移転
平成19年5月	メディア事業を(株)オークファンとして新設分割し、事業ドメインをリユース事業に特化
平成19年7月	本社を東京都品川区西五反田に移転
平成20年5月	宅配買取サイト「ブランドキング」を「ブランディア」に名称変更
同月	自社オークションサイト「ネットプライスオークション」を「ブランディアオークション」に名称変更
平成20年9月	物流機能を東京都品川区品川シーサイドに移管
平成21年5月	店頭買取サービスを廃止し、宅配買取のみに絞った運営（ネット専門リユース事業）を開始
平成21年8月	本社・物流機能を統合し、東京都大田区 東京流通センター（TRC）に移転
平成23年9月	「プライバシーマーク」認証取得
平成26年7月	フィリピンに対する支援プロジェクトとして実施した古着寄付数129,302点がギネス認定
平成27年2月	伊藤忠商事(株)と個人買取サービスのさらなる規模の拡大及びEC事業のグローバル展開にかかる業務資本提携
平成27年5月	本社・物流機能を東京都大田区 山九平和島ロジスティクスセンターに移転
平成28年8月	東京証券取引所マザーズに株式を上場

3【事業の内容】

当社は、既存概念にとらわれず新たな価値を見出し、それを社会のデファクトスタンダード（事実上の標準）とすることを経営理念としております。

当社は、当該経営理念に基づき、「実店舗で運営する」という従来のリユース業の既存概念にとらわれず、「ネット専業」で事業運営することで運営コストを削減し、市場規模が拡大傾向にあるリユース業界において、リユース・ブランド及びファッション商品等(バッグ、洋服、時計、アクセサリ、財布、その他)に特化した買取・販売と、それに関連したシステム開発等を「ネット専業リユース事業」及び「その他事業」として展開してまいりました。

当社事業は、リユース品の買取及び販売のための路面店舗を設けず、買取は自社サイト等における受付及び宅配便の利用により、販売は自社または他社が運営するオークション・ECサイトを通じた事業展開を行っており、インターネットを活用した非対面によるサービスであることに特徴があります。

当社事業は、販売方法・経路により事業セグメントを区分しており、上記の買取から販売までインターネットで完結する「ネット専業リユース事業」及び買取に際して付随的に発生する一部商材の卸販売等を行う「その他事業」の2つの事業により構成されております。当該区分は「第5 経理の状況 1.財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1)商品仕入（宅配買取）について （両セグメント）

当社は、リユース品買取のための自社店舗等を保有せず、個人を主たる対象として、インターネットを活用した宅配便利用によるリユース品買取(宅配買取)に特化したサービスを展開しております。

リユース品買取については、当社が運営するリユース・ブランド、ファッション買取専門サイト「ブランディア」を中心として実施しており、ユーザーが同サイトに直接アクセスし申込みを行うことにより買取を行っております(自社型)。同サイトにおいては、リスティング広告、アフィリエイト広告及びSEO(検索エンジンへの最適化: Search Engine Optimization)等を中心として集客拡大を図っております。また、自社による集客を補完するため、会員等の各種ユーザーを抱えるパートナー企業との提携による買取斡旋等も行っております(提携型)。近年においては、テレビCM等を中心としたマス広告等も展開し、当社の認知度向上及び宅配買取の更なる利用者拡大を図っております。

当社買取サービスの利用に際しては、買取希望者(以下、「ユーザー」という)の買取(査定)依頼商品の当社への配送料、査定利用及び買取に至らなかった商品の返送費用等は全て無料(当社負担)としており、ユーザーの利便性向上及び当社における買取商品拡大を推進しております。なお、買取(査定)依頼に際しては、古物営業法に基づきユーザーの本人確認書の提示を必須としております。

ユーザーの買取(査定)依頼商品は、着荷後に当社査定チームにて真贋鑑定及び買取査定を行い、数日以内にユーザーに買取可否及び買取価格を提示しており、ユーザーが商品ごとに「買取」・「返却」・「廃棄」を選択することにより、商品買取有無が決定することとなります。ユーザーが「買取」を選択した商品は同意に基づき買取成立となり、遅くとも翌営業日に買取代金を送金することとしております。また、「返却」または「廃棄」を選択した場合には、当社負担にてユーザーへの商品返送または廃棄業者による廃棄を行っております。

(2)商品販売について （ネット専業リユース事業）

ネット専業リユース事業のリユース品販売においては、当社主力販路であるヤフー株式会社が提供するインターネットオークション「ヤフオク!」をはじめとして、当社が運営する「ブランディアオークション」、楽天市場(株式会社楽天)、eBay等のオークション・ECサイト等の複数チャネルに同時出品を行っております。

当社が買い取ったリユース品は買取の過程で全てデータベース化され、個品管理番号が付与されております。これら商品は、買取後、写真撮影・コンディションに関する詳細情報等の説明文作成・採寸(以上をまとめて以下、「出品作業」という)を実施した上で、各販売サイトに出品されます。出品商品は、自社システム(DeCoシステム=DefactostandardCoreSystem)において、各販売サイトの運営事業者より提供されるAPI(Application Programming Interface)等を活用したシステム連携を図ることにより、各販売サイトへの常時約30~40万点の同時出品及び当該管理等を行っております。

なお、出品作業は、主として自社倉庫にてパート・アルバイトを活用することにより業務を行っておりますが、取扱商品規模の拡大、業務及び費用効率等を考慮し、外注事業者及び在宅型クラウドワーカーの活用等も推進しております。

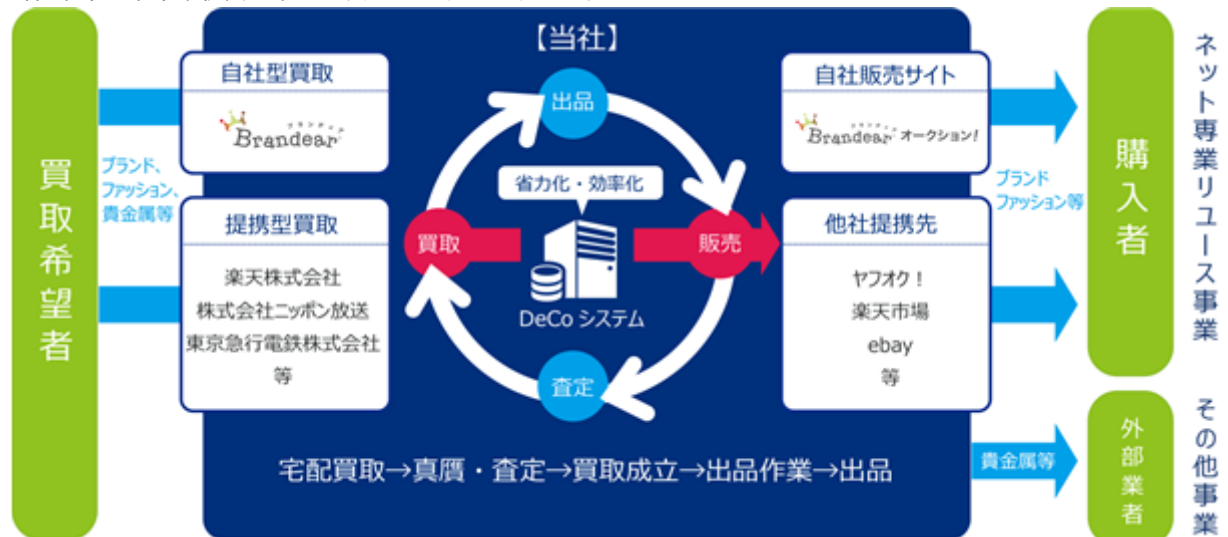
また、購入(落札)された商品は、購入代金の入金を確認した上で、購入者へ発送しております。購入時における商品配送料及び代引手数料等については購入者負担としており、当社売上高に計上しております。

(その他事業)

その他事業は、外部業者に対する卸販売やシステム販売等を行っております。当該事業における取扱商品は、貴金属製品のうち金地金等または宝石自体の価値のみを評価する商品(販売価格は重量及び取引時の貴金属相場にて算定される商品)を中心として、ファッション商品のうち著しく状態が悪い等により事業者へのバルク販売を行う商品、リユース業者間市場における流通価格がオークション等の価格と比較して高額である商品等であり、これら商品については、事業者から提示される価格(主として市場価格等を考慮して算定)により販売しております。

〔事業系統図〕

当社事業の事業系統図を示すと次のとおりであります。



※購入者向け及び外部業者（卸先）以外に、当社と同一の親会社（BEENOS(株)）を持つtenso(株)に対して、tenso(株)の購入代行サービスを利用する海外購入者宛ての商品の販売を行っております。

(3)事業運営の特徴について

当社の事業運営においては、買取件数で約39万件、販売出荷件数で約57万件（平成29年9月期実績）のリユース品の取り扱いが生じております。これらへの対応として各種業務処理が必要となり、当該業務量は当社の業容拡大に伴い拡大傾向にあります。当社は、当該業務拡大への対応として、DeCoシステムによる省力化・効率化・仕組み化を推進しており、当社事業及びオペレーションにおける特徴等は以下のとおりであります。

①取扱ブランドの拡大

当社事業においては、ファッションブランドは約7,000ブランド(平成29年9月30日現在)のリユース商品を取り扱っております。

従来、リユース業界において多く取り扱われる中古ブランド品は、ルイヴィトン、エルメス、シャネル等のリユース品としての流通価格が1万円以上となる「ハイブランド」が中心でありました。これらの商品については、後述のセカンドブランドに比べ高額かつ商品数が少なく商品あたりの粗利単価が高いこと、型番や商品名などから商品特定が可能であるためリユース品として一定程度の取引相場が形成され価格が安定していること等を背景として、同業界においては店舗形態における属人的な鑑定及び査定スキルによる事業運営が主流とされておりました。

当社は、当該業界において、独自の業務オペレーションによる業務効率化を推進することにより、商品型番が整備されておらず、リユース品としての平均販売価格が1千円以上1万円未満となる、「ハイブランド」商品と比較するとリユース品としての取引相場が確立されているとはいえない「セカンドブランド」にまで取扱対象を順次拡大させております。

また、当社は、リユース品としての平均販売価格が1千円未満となるファストファッションに代表される「カジュアルブランド」についても一部取扱いを開始しており、これら取扱いブランドを拡大することにより、取扱商品量の拡大及び他社との差別化を推進しております。

②拡大する業務処理に対応した業務オペレーションの構築

当社は、本社兼倉庫（物流センターを含み、延べ床面積13,200㎡）一拠点に買取・販売のオペレーションを集約することで、買取・販売にかかる各種業務を効率的に処理する体制を構築しております。

買取から販売までの業務オペレーションは、着荷→査定→結果通知・確認→出品作業→保管→落札→ピッキング・梱包→出荷等の多岐に亘る業務が必要となりますが、各業務について分業化・システム化を図ることにより、専門スキルを持たないパート・アルバイトでも短期間の研修により業務遂行が可能となる体制としております。

③真贋鑑定及び買取査定(値付け)の仕組み化

ブランド、ファッションのリユース品を取り扱う上では、コピー商品・模倣品等（以下、「コピー商品」という）の不正商品の排除にかかる対応が必要であり、商品がコピー商品であるか否かを判別（以下、「真贋鑑定」という）をする必要があります。また、買取価格の算定においては、商品知識に加えてリユース市場の流通価格に関するノウハウが必要となります。これら2つの要素は、一定のスキルを要する人員を確保することが必要ですが、当社においてはシステム化及びデータベース活用等により、当該業務の仕組み化を行っております。

（真贋鑑定）

当社においては、各ブランド及び商品ごとに、各販売サイトや取引先等から随時入手するコピー商品情報を画像も含めてデータベース化し蓄積する等、真贋鑑定時におけるチェック項目を要素化・システム化しており、複数担当者によるチェック体制と合わせて、真贋鑑定を自社にて実施する仕組みを構築しております。

また、鑑定難易度によって鑑定作業可能者を制限しており、社内における研修体制を整備することにより、一定の研修修了者でなければ真贋鑑定を完了することができない仕組みを構築しております。

（買取査定：値付け）

買取査定（値付け）は、DeCoシステムにおいて、過年度に当社が取り扱った商品販売実績データに基づく独自の査定機能を構築しております。当該システムは、個々の商品について、ブランド名・ジャンル・コンディション(使用状態)を選択・入力すると、過去の類似商品の実売データが表示されるため、その実売データに基づき適正と思われる価格を提示することが可能となっております。

④商品価格データベースの構築

当社が取り扱ったリユース商品は、全て商品IDが付与され、各種コンディション・評価・販売サイト・販売価格等の情報をデータベース化し蓄積しております(平成29年9月30日時点：約1,370万件)。

当社はこれらリユース品にかかる市場・実売データに基づき、当社がユーザーに提示する商品買取価格の適正化を図るとともに、市場分析・事業戦略策定に活用しております。

⑤販売価格決定・変更の自動化

販売価格(各販売サイトへの出品価格)は、当該商品の買取価格に基づきDeCoシステムが自動算出しており、また、出品後においては、時間経過や商品閲覧者数の状況等を考慮し、システムが一定のロジックにより自動的に調整・変更を実施することにより、適正と思われる価格による早期販売及び長期滞留在庫の抑制に努めております。

(4)リユース業界の動向について

わが国においては、平成12年における「循環型社会形成推進基本法」の成立以降、持続可能な循環型社会の形成に関心が高まっております。(株)リフォーム産業新聞社「リサイクル通信 中古市場データブック2017」によると、リユース市場規模（自動車を除く）は平成24年度約1.4兆円、平成25年度約1.5兆円、平成26年度約1.6兆円、平成27年度約1.7兆円と拡大しており、今後も平成32年に1.8兆円、平成37年には2兆円に拡大すると推計されております。当社が事業展開するブランド・ファッション分野にかかるリユース市場規模は、「リサイクル通信 中古市場データブック2017」によると平成27年度は合計3,901億円（ブランド品と衣料・服飾雑貨の合計）であり、同分野の平成26年度から平成27年度にかけての成長率9.9%は、リユース市場規模（自動車を除く）全体の成長率3.5%を上回る成長率を示しております。

当社は、リユース業界において、ブランド・ファッション商品に特化し、独自の業務オペレーションを構築することにより、取扱商品の規模拡大及び競合事業者との差別化を図り、事業を展開しております。今後においても、リユース市場における独自のポジショニングの維持・強化を図り、事業を展開していく方針であります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) BEENOS(株) 注	東京都品川区	2,775,840	Eコマース事業 インキュペー ション事業	被所有 直接 58.07	役員の兼任2名

(注) 有価証券報告書の提出会社であります。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成29年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
55(871)	34.9	4.8	4,096,020

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。)は、年間(平成28年10月1日から平成29年9月30日まで)の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員はセグメント共通のため、セグメント別の記載はしていません。
4. 平成29年9月期中では臨時雇用者数の平均人員が125名増加しております。主な理由は、事業の拡大に伴い期中採用が増加する中で、派遣社員ではなく直接雇用による臨時雇用者数を増加させたことによるものです。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、欧米では雇用所得環境の改善を背景に景気が上向く一方で、アジアや新興国の一部において、政治情勢の不安定さに起因する景気減速が見られ、インバウンド需要の減少等により、高額商材の消費動向は力強さを欠く状況が続いております。

一方、リユース業界においては、個人間取引でリユース品の売買を行う「フリマアプリ」の浸透などを背景に、市場全体の広がりが見られました。

このような環境の下、当社は「実店舗で運営する」という従来のリユース業の既成概念にとらわれず、「ネット専業」で事業運営することで運営コストを削減し、市場規模が拡大傾向にあるリユース業界において、リユース・ブランド及びファッション商品等(バッグ、洋服、時計、アクセサリ、財布、その他)に特化した買取・販売を、「ネット専業リユース事業」及び「その他事業」として展開してまいりました。

買取面では、当社の強みである、非対面による運営コストの削減を背景とした低単価商品の取り扱いを武器に、新規の買取申し込みを集めることに注力いたしました。平成29年4月には宅配買取サービス「ブランディア」の新テレビCMを開始し、「流通・販売カテゴリ」の銘柄別CM好感度ランキングで初の1位(出典:CM総合研究所 平成29年5月度調査「流通・販売カテゴリ」銘柄別ランキング)を獲得することで、一層の認知度向上を図りました。また、平成29年7月には買取査定結果・入金を即時にお知らせする公式買取アプリをリリースいたしました。

これらの結果、平成29年5月にはブランディア買取サービスの延べ利用者数が200万人を突破し、当事業年度における買取申し込み件数は494,962件(前期比23.7%増)、買取金額は5,120,331千円(同7.2%増)となりました。

販売面では、複数のECサイトへ同時に出品するマルチチャネル戦略を背景に、売上総利益率が回復したことに加え、広告宣伝の増加に基づき買取商品が増加し、それら商品が販売へ繋がったことから、売上高は堅調に推移いたしました。また、「ヤフオク!ベストストアアワード2016」では8年連続で年間ベストストア総合グランプリを獲得したほか、自社販路「ブランディアオークション」も引き続き伸長し、自社販路の売上構成比は前事業年度の17.6%から当事業年度は20.9%へ向上いたしました。海外販路である「eBay」は前期比269.2%増加し、当事業年度の売上構成比は2.9%となりました。

業容拡大への対応としては、買取申し込み件数の増加に対応し、人材派遣費を削減した一方で雑給が前期比13.8%増となりましたが、出品業務(商品撮影、採寸等)を在宅ワーク化(アウトソース化)することで、更なるコスト削減を進めるとともに、大量の商品売買を実現してまいりました。物流費用につきましては、買取申し込み件数の増加に伴い前期比17.3%増となりました。

以上の結果、売上高は10,514,280千円(前期比9.2%増)、営業利益は439,034千円(同32.5%増)、経常利益は441,813千円(同39.9%増)、当期純利益は304,427千円(同46.8%増)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(1) ネット専業リユース事業

ネット専業リユース事業については、広告宣伝の増加に基づき買取商品が増加した結果、販売が増加し、外部顧客に対する売上高は9,465,330千円(前期比10.2%増)、セグメント利益(売上総利益)は5,170,503千円(同10.8%増)となりました。

(2) その他事業

その他事業については、高額商材の卸販売が増加した結果、外部顧客に対する売上高は1,048,950千円(前期比1.1%増)、セグメント利益(売上総利益)は237,697千円(同8.8%増)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末の現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べて137,983千円増加し、2,465,271千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動により増加した資金は325,070千円（前期は298,254千円の増加）となりました。

その主な増加要因は、税引前当期純利益441,813千円、主な減少要因は、法人税等の支払額151,833千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の投資活動により減少した資金は80,231千円（前期は7,943千円の減少）となりました。主な減少要因は、有形固定資産の取得支出63,121千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動による資金の減少は、107,781千円（前期は1,879,525千円の増加）となりました。その主な減少要因は、自己株式の取得による支出116,521千円であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当事業年度の仕入実績は、次のとおりであります。なお、仕入については、各セグメント共通で行っているため、セグメント別の数値は記載しておりません。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日) (千円)	前事業年度比 (%)
共通	5,120,331	107.2

(注) 1. 金額は、仕入価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

該当事項はありません。

(4) 販売実績

当事業年度の販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日) (千円)	前事業年度比 (%)
ネット専業リユース事業	9,465,330	110.2
その他事業	1,048,950	101.1
合計	10,514,280	109.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項記載の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1)経営戦略の現状と見通し

当社は、個人向けブランド、ファッション買取専門サイトの「ブランディア」を運営し、宅配買取に特化したサービスを提供しております。加えて、買い取った商品を当社運営のサイト「ブランディアオークション」や、ヤフー㈱が提供するインターネットオークション「ヤフオク!」をはじめ、楽天市場、eBay等のオークション・ECサイトを通じて販売する「ネット専業リユース事業」と、貴金属等の買取業者への卸販売等を含む「その他事業」を運営しております。当社は拠点の一極集中及び過去の膨大な買取実績データを基にした買取査定システムの化による非属人化を強みとして、成長市場であるリユースブランド、ファッション市場にて、業容を拡大してまいりました。

昨今シェアリングエコノミーの伸長が喧伝され、スマートフォンを用いたいわゆる「フリマアプリ」や、アパレルメーカーによる下取りサービスが浸透する中で、当社は買取・販売の体制をさらに強化することで、変化する顧客ニーズに的確に応え、他社との差別化を図り、さらなる成長・企業価値の向上を実現していく所存です。

(2)経営者の問題認識と今後の方針について

当社の今後の業容拡大にあたっては、広告宣伝費の効率的な投下が必要と考えております。そのため今後も継続的に広告宣伝費を投下し、あわせて認知度向上手段を模索してまいります。

当事業の特徴は、買取及び販売ともにインターネットを主体としていること、過去取引実績のデータベース化による適正と思われる買取価格の決定及び独自の販売価格調整ロジックによる販売早期化による在庫効率化を推進していること、買取・査定・配送等業務の本社物流センターへの集約と分業・システム化によるパート・アルバイトを多用した効率的な業務処理オペレーションの構築等であります。

また、収益構造の特徴として、販管費においては、買取・査定・配送業務等において多く人員が必要となること等による人件費の負担、販売(販売時は購入者から配送料を受領)及び商品買取(無料配送サービスを提供)にかかる物流費用等により、多額のコストが計上され、結果として、当社の営業利益率は売上総利益率と比較すると低水準に留まっております。

上記の収益構造については、当社ビジネスモデル上の要因が大きいと考えられますが、今後において以下の施策を実施していくことにより、収益性向上を図っていく方針であります。

- ・落札データベース拡充による適正な買取価格及び販売価格決定ロジックの精度向上
- ・買取・査定・配送等業務における業務改善実施、外注事業者及びクラウドワーカーの柔軟な活用及びICタグの活用拡大による商品管理の効率化

(3)対処すべき課題

当社が属する国内のB to C－EC市場は、経済産業省の「平成28年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）」（平成29年4月公表）によれば、平成28年の市場規模が対前年比9.9%増の約15.1兆円と推計されており、当社のビジネス機会は拡大していると考えております。

このような状況下において、当社は平成28年1月7日付 通販新聞(株式会社通販新聞社)『注目ジャンル別通販売上高ランキング&分析』においてジャンル別売上高ランキング「中古ブランド・アパレル」1位や宅配買取No.1（出典：平成29年3月に第三者機関である楽天リサーチ株式会社に委託して行った当社独自調査）を獲得しております。

しかし変動の激しい現在の市場において、当社としては、変化する顧客ニーズに的確に応え、収益源の多様化を図り、さらなる成長・企業価値の向上を実現していくことが重要だと考えております。そのため以下の事項を対処すべき課題と認識し、既存の事業の一層の充実及び事業領域の拡張に取り組んでまいります。

①商品買取の強化について

イ. 新規ユーザーの開拓

近年、リユース市場は拡大傾向にあるものと考えられますが、平成29年3月に公表された「平成28年度 使用済製品等のリユース促進事業報告書」（環境省）によると、過去1年間の不用品の売却・引渡し未経験者の割合は約6割である一方で、リユースの取組意向は約9割と高いことから、リユースに関する潜在的需要は相応の規模であるものと考えられます。

当社事業においては、これらの潜在的需要を開拓していくことが事業成長において重要であると考えており、以下の施策に継続して注力していく方針であります。

特に、新規ユーザーの獲得においては、当社サービスがインターネット専業であり非対面での取引に終始する形態であるため、ユーザーが査定品を当社に預けることに不安を感じるという側面があります。当社は、以下の施策等を通じて、ユーザーにおける当社の認知度、安心・信頼感の醸成、利便性の向上を図ることにより、新規ユーザーの開拓を推進しており、今後も一層の強化を実施していく方針であります。

a) 広告宣伝活動におけるテレビ広告の拡大

当社事業においては、近年においてテレビ広告への出稿を拡大させております。これは、マス広告における露出拡大による当社サービスの認知向上に加えて、未利用者を含めた買取需要の喚起等を目的としております。

b) 商品買取にかかる提携先の拡大

楽天(株)や(株)ニッポン放送等の大手企業との買取に関する提携により、当社知名度や安心感の補完及び各提携先が有する顧客・会員の当社への誘導を図るものであります。今後においても既存提携先からの顧客獲得の強化及び新規提携先の開拓を推進していく方針であります。

c) 取扱ブランドの拡大

当社サービスにおいては、約7,000ブランド(平成29年9月30日現在)の商品を取り扱っており、今後もユーザーの買取依頼及び当社買取商品の拡大等を目的として、継続的に取扱ブランド数の拡大を図っております。

d) スマートフォン対応等の強化

近年におけるスマートフォンの急速な普及への対応として、買取査定アプリの開発及び提供を実施しており、平成29年9月期におけるスマートフォン経由での買取依頼の割合は概ね6割の水準に至っております。今後もスマートフォンを含むユーザーの利便性向上を考慮したサービスを強化していくとともに、スマートフォン広告の強化等も推進していく方針であります。

e) ユーザー対応の強化

ユーザーに対する信頼性・安心感の向上のため、ユーザー視点に立った迅速かつ丁寧な業務対応及びサポートにかかる体制強化を推進しております。

ロ. 既存ユーザーの活性化

当社の業容拡大においては、新規ユーザーの開拓と並行して既存ユーザーを活性化することが重要と考えております。既存ユーザーに対してはリピータビリティと買取単価の引き上げを狙うため、メールマガジンやダイレクトメールを中心とした定期的なコンタクトを図っております。その結果、延べ約219万人・約108万ユニークユーザー(平成29年9月30日時点)の既存ユーザー中、2度以上当社サービスを利用されるユーザーは約31万人にまで拡大しております。さらに、利用実績に応じたユーザーランク別のアプローチにより、延べユーザー数に対する当社基準による優良顧客(当社との取引において、累計100,000円以上の買取金額が発生しているユーザー)の割合は、平成23年9月期の18.9%から平成29年9月期には37.3%まで高まっており、今後も継続的に引き上げを図ってまいります。

② 販売戦略について

イ. 販売チャネルの拡大・強化について

当社が行うリユース事業においては、商品をより多くの購入者の目に触れさせるため、販売チャネルの拡大・強化が重要と認識しております。

これまでは、ヤフー(株)が提供するインターネットオークション「ヤフオク!」を主力として、当社が運営する「ブランディアオークション」、楽天市場、eBay等のオークション・ECサイト等の多数のチャネルに同時出品しております。一方、当社運営の販売サイト「ブランディアオークション」については、近年、当社売上高に占める同サイトの構成比が高まっており、平成29年9月期においては当社売上高全体の20.9%を占めております。自社サイトは、他事業者が運営する販売サイトと異なり販売手数料等が発生しないことから、広告宣伝やメールマガジンによる集客等によりさらなる会員数増加に取り組み、他事業者への販売依存度の低下を図ってまいります。

他方、当社はヤフー㈱が運営する「ヤフオク!」において、平成21年度より平成28年度まで8年連続で「ベストストア総合グランプリ」を受賞しており、今後も他事業者が運営する販売サイトへの出品も並行して行う方針であることから、引き続き他事業者による客観的な評価も重要視してまいります。

また、海外販路については、一部商品において国内及び現地の流通価格を考慮して、eBayを通じての販売を行っており、今後も取組みを継続していく方針であります。

ロ. 新古品の取扱いについて

近年、リユース品に対する消費者のイメージ向上等を背景に、国内主要ECサイト等において、新品とリユース品を併売する傾向が強まっております。また、製品メーカーにおいても自社製品のリユース品流通を容認する動きを見せ始めており、当社もこうした動きに対応する必要があると考えております。

こうした動きを踏まえ、当社においてもアパレルブランドの新古品の取扱いを実験的に開始しております。当社は、今後において、当該取組みを含む市場動向及び消費者ニーズを踏まえた取扱商品の選定及び販売を推進していく方針であります。

③事業成長に向けた買取・販売体制の強化

当社では、より多くのユーザーの買取・購入ニーズに迅速に対応するための人材確保が課題と考えております。そのため、各業務に即した自社システムの開発及び活用による業務オペレーションの仕組化・効率化の推進、人材の早期育成のための査定・出品業務等の各種業務に応じた研修カリキュラム策定等により、確保した人材の早期戦力化を図っております。さらに、梱包、配送の業務負担を軽減するため、在宅、社外で業務を行う人材への梱包業務等のアウトソースを開始しております。

今後も、パート・アルバイトを含めた多様な人材の確保及び繁忙期及び業務集中時期におけるアウトソースの活用等を推進することで、より効率的に事業を拡大できるよう体制構築に努めてまいります。

④広告効果を踏まえた広告宣伝費投下について

当社は、実店舗を持たないインターネット専門の事業形態であることから、継続的な広告宣伝費の投下が必要であると認識しております。当社の広告宣伝活動は、インターネット広告、ダイレクトメール及びテレビCM等を活用しておりますが、近年においてはテレビCMの拡大を図っており、当社の認知度向上、ユーザーの拡大及びその需要喚起を図っております。

近年におけるマス広告の強化等により、当社及びサービスの認知度は一定程度向上しているものと認識しておりますが、今後においては広告効果の分析精緻化を推進し、費用対効果の一層の向上を図る方針であり、効果的な広告宣伝費投下を継続的に行うことにより、ユーザー基盤の拡充に努めてまいります。

⑤新たな事業への取組みについて

当社は、自社において蓄積するブランド・ファッション分野のリユース品にかかる買取・販売データや査定・真贋鑑定ノウハウ等は有用な資産であり、今後の業容拡大にあたってはこれらの資産を有効活用することが必要と考えております。現時点で、具体的には他リユース事業者へのDeCoシステムの利用提供を予定しており、今後において、当該資産を活用した事業展開について継続して検討していく方針であります。

4【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を以下に記載しております。あわせて、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資者の判断にとって重要であると当社が考える事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、本項の記載内容は当社株式の投資に関する全てのリスクを網羅しているものではありません。

当社は、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の迅速な対応に努める方針がありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容もあわせて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。本項記載の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

（１）事業環境等に係るリスク

①リユース市場の動向について

近年のリユース市場の拡大を考慮すると、リユース市場は今後も継続して成長していくものと想定されます。

当社は、当該市場拡大をビジネスチャンスと捉え、業容拡大を図る方針であります。当該市場の成長が当社の事業成長に影響を及ぼす可能性があり、市場成長の鈍化や縮小等が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、市場成長が進展した場合においても、何らかの要因により市場ニーズと当社事業展開にミスマッチが生じた場合には、当社の事業成長が実現できない可能性があります。

②経済情勢等について

当社は、日本国内のリユース市場を主たる対象として事業を展開しているため、日本国内市場の景気動向及び消費動向等の影響を受けております。また、当社はインターネットを用いて商品を販売する「ネット専業リユース事業」が全売上高の約9割（平成29年9月期実績）を占めているため、日本国内のEC市場の景気動向についても影響を受けております。

そのため、今後におけるこれらの景気動向により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③競合について

当社が属するリユース業界においては、事業形態（インターネット主体や店舗展開等）や取扱商品分野に特徴を有する多種多様な事業者が参入しており、商品買取及び販売の両面において当社事業との競合が生じております。

当社においては、インターネット専業の事業者として、独自のオペレーション及び過年度からの取引実績を基盤として、顧客ニーズに対応した特色あるサービスの提供及びユーザーサポートの充実等により、競争力向上及び競合他社との差別化を推進していく方針であります。

しかしながら、今後において、当社と類似する既存事業者の事業拡大や大手企業による新規参入、リユース市場における新たなビジネスの台頭等により一層の競合激化が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④法的規制について

当社は、古物営業法にかかる法的規制を受けており、古物営業の許可を東京都公安委員会より受けております（古物営業の許可には有効期限は定められておりません）。

古物営業法または古物営業に関する他の法令に違反した場合、盗品等の売買等の防止もしくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害される恐れがあると認められる場合には、公安委員会は古物営業法第24条に基づき営業の停止もしくは許可の取消しを行うことができるとされております。

当社は、古物営業法を遵守し適法な事業運営を行うための社内体制整備に努めており、現時点において、事業継続に支障を来す重大な懸念や許可の取消し事由に該当するような事象は生じていないものと認識しております。しかしながら、将来において、古物営業法に抵触するような不正等が発生し営業停止または許可取消し等の行政処分が行われた場合には、当社の事業活動に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当社事業においては、上記以外に、特定商取引法、景品表示法、労働法、個人情報保護法、下請法等による法的規制を受けており、当社の事業活動の様々な側面に適用されております。これら法的規制に抵触する事象が生じた場合、当社の信用が著しく損なわれるとともに、厳格な罰則または多額の損害を伴う規制上の処分または私法上の訴訟提起が行われる可能性があります。

上記法的規制の大幅な改正もしくはその解釈に大幅な変更が生じ、またはより高い基準もしくは厳格な規制が導入された場合、コンプライアンス体制構築に係る費用等が増加する可能性があり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容・事業展開に係るリスク

①リユース品の取り扱いに関するリスク

a)リユース品の確保について

当社は、当社事業の全ての起点となることから、リユース品の確保を重要課題であると認識しております。リユース品は新品商品と異なり、買取商品の品目及び仕入量の調整が困難である特性があり、安定した商品仕入及びその維持拡大が当社の事業成長に影響を及ぼす要因となります。

当社においては、テレビCM等を含む広告宣伝による知名度向上、宅配買取サイトの集客強化、ユーザーの買取サービス等における利便性向上、提携企業との提携による買取斡旋の強化等により、商品仕入の維持拡大に努めております。

しかしながら、景気動向、消費者心理及び動向等の変化、競合の買取業者の増加、仕入コストの上昇等により、将来において安定的なリユース品確保が困難となった場合は事業展開における制約要因となる可能性があり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

b)コピー商品の排除について

リユース品の流通量の増加に伴い「コピー商品」に関するトラブルは社会的に重要な問題となっており、これらトラブルを事前に回避し、ユーザー及び購入者の利益保護をいかに実現していくかがリユース品小売業界全般の共通課題となっております。

当社においては、ブランド品等の真贋鑑定にかかる各ブランド及び商品ごとのマニュアルやデータベースの整備、コピー商品にかかる情報収集、複数名チェック体制の構築、真贋鑑定能力向上を目的とした社内研修実施及び社内資格の策定等を実施することにより、コピー商品の買取防止に努めております。また、購入者の購買における安心感向上のため、誤って仕入れたコピー商品についてはすべて廃棄処理を行い、コピー商品の販売防止に努めております。

今後においても、当社の信頼を維持していくために、コピー商品等の排除を徹底していく方針であります。当社が誤ってコピー商品の仕入及び販売を行ってしまった場合やコピー商品の取り扱いについて重大なトラブル等に発展した場合等においては、当社に対する信頼性が損なわれ、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

c)盗品について

当社事業におけるブランド品等の買取においては、意図せずに盗品を買い取るリスクがあります。当社は、警察当局との協力・連携を図るとともに、照会情報等のデータベース化等により、盗品の買取防止の対策を講じております。

当社の事業特性上、盗品の買取を完全に防止することは困難であり、当社において意図しない盗品買取が生じた場合は盗品買取による損失(古物営業法の規定等により、本来の所有者に対して無償返還義務が生じます)が生じる可能性があり、また、盗品に起因したトラブル等が発生した場合には、当社に対する信頼性が損なわれ、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

d)買取及び販売価格について

当社が取り扱うリユース品については、その特性から流通価格があらかじめ定まっているものではなく、各ブランド・商品ごとのリユース品需要に加えて、個品のコンディション等により異なる価格が形成されております。また、これらリユース品の需要及び価格水準は、流行の変化、季節要因及び天候不順等による需要変化、為替やメーカー施策による一時流通価格及び供給量の変化等の要因により影響を受けております。

当社においては、これらリユース品を取り扱うに際して、過去の取引実績データベースに基づき一定の利益が確保可能な適正価格での商品買取を行うこと及び販売時において当社ロジックによる販売価格の設定及び調整を行うこと等により、利益の最大化を図るべく事業を推進しております。

将来において、競合その他の要因により買取価格引き上げを余儀なくされる場合、または市場拡大や構造変化等によりリユース品全体の価格水準が大幅に低下した場合、短期的な需要変化が生じた場合、当社における買取価格と販売価格のバランスが崩れ、当社の利益圧迫要因となる可能性があり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②自社サイトにおける外部検索エンジンによる集客について

当社が展開する宅配買取サイト「ブランディア」及びオークションサイト「ブランディアオークション」における集客は、その多くを検索エンジン(「Yahoo! Japan」及び「Google」等)経由が占めており、集客機能の一部を検索エンジンに依存しているといえます。

当社においては検索結果において上位表示されるべくSEO等の必要な対策を進めておりますが、今後、検索エンジン運営者における上位表示方針及びロジックの変更等、何らかの要因によって検索結果の表示が当社にとって優位に働かない状況が生じる可能性があり、この場合、当社サイトへの集客効果が低下し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ユーザー獲得のための広告宣伝活動について

当社は、当社サービスの認知度向上、当社サイトへの誘導及び利用拡大等を目的として、継続した広告宣伝活動を行っており、特にリユース品の買取拡大を図るため、多額の広告宣伝費を計上しております。当社の広告宣伝は、インターネット広告、ダイレクトメール及びテレビCM等を活用しておりますが、近年においては、テレビCMの拡大を図っております。

当社は、広告媒体やその実施方法及びタイミング等について、費用対効果を検討した上で効率的な広告宣伝費の投下を行っておりますが、当社が行う広告宣伝について著しい広告効果の低下やコスト上昇等が生じた場合には、ユーザー獲得及び業容拡大等に影響が生じ、また、当該費用負担により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④「ヤフオク!」への依存について

当社の販売活動は、自社サイトを含めたインターネットサービス(オークションサイト及びECサイト)への出品により展開しており、当社売上高全体に占めるヤフー(株)が運営するインターネットオークションサイト「ヤフオク!」を通じた売上高は、平成29年9月期において47.1%を占めており、当社販売活動における同サイトへの依存度は高い水準にあります。

同依存率は平成23年9月期には74.1%であり、近年、当該依存率を低減するため、自社サイト「ブランディアオークション」の拡充や、オークションサイト以外のECサイトへの「楽天市場」への出店、海外販路への展開等の販路拡大を推進してまいりました。

また、当社は、ヤフー(株)とは定期的な協議等により連携を強化しており、良好な関係を構築しているものと考えておりますが、同社における事業戦略やサイト運営方針・施策の変更が生じた場合、当社の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の同サイトへの出品継続が困難となるまたは制限を受ける等の事象が生じた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業体制に係るリスク

①人材確保について

平成29年9月30日現在、当社は、従業員(正社員及び契約社員)計55名及び臨時雇用者(パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。)819名の組織体制であり、臨時雇用者を除く役職員は比較的に小規模体制であり、買取査定や配送等の構内業務等においては多数の臨時雇用者を活用した事業運営を行っております。

当社事業推進においては、組織対応を整備しているものの、現状の人的資源に限りがあることから、一部において個々の役職員に依存する面は否めず、当該役職員が社外流出した場合には当社の事業運営に支障が生じる可能性があり、優秀な人材確保及び育成を継続していく方針であります。

また、当社事業においては、構内業務は多数の臨時雇用者が担っており、当該人員の継続した確保が必要であります。当社においては当該人員の継続的な採用及び育成を継続していくとともに、システム対応による更なる作業効率化、外部委託の活用拡大を推進していく方針であります。

上記のとおり、当社は、役職員及び臨時雇用者について、事業規模に応じた採用及び育成を継続的に図っていく方針であります。雇用環境の変化や人材獲得競争の激化等により、当社の計画どおりに進展せず、適正な人材配置が困難となった場合、競争力の低下や一層の業容拡大の制約要因が生じ、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②内部管理体制について

当社は今後の事業運営及び事業拡大に対応するため、内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しており、当該強化を推進しております。

しかしながら、事業規模に適した内部管理体制の構築に支障が生じた場合には、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③1事業拠点への集約について

当社は、本社に併設する物流センターにおいて、リユース品の買取及び販売にかかる全ての業務を行っており、事業所を1拠点に集約することにより、膨大な取扱商品の効率的な業務処理オペレーションを構築しております。

当該状況から、当社本社所在地及び地域において、地震等の自然災害や火災等の大規模災害が生じ、当社設備の損壊や電力供給の制限や物流網の停止等により事業継続に支障をきたす事象が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④技術革新への対応について

当社は、インターネットを活用したEC事業を展開しておりますが、EC事業は技術開発及びそれに基づく新サービスの導入が相次いで行われる変動の激しい業界であります。

近年、EC事業分野においては、スマートフォンの普及によりスマートフォン対応が求められております。当社においては、組織的なエンジニアの採用及び育成、スマートフォン対応の強化に努め、自社開発による買取査定アプリのリリースやスマートフォン向け広告施策の実施等、必要な対応を推進しております。

なお、今後においてもEC事業分野においては新たな技術への対応が必要となることが想定されますが、当社における技術革新への対応が遅れた場合には、当社の競争力が低下する可能性があります。さらに、新技術への対応のために追加的なシステム、人件費などの支出が拡大した場合、競争力の低下を招き、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤システム障害について

当社サービスはインターネットを介して提供しており、自然災害、火災等の事故、外部委託事業者における障害発生により、通信トラブルが生じた場合、継続したサービス提供等に支障が生じる可能性があります。また、当社システムにおいて、ソフトウェアまたはシステム機器等の欠陥等によるトラブルが発生した場合、コンピュータウィルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合、サイトへの急激なアクセス増加や予測不可能な様々な要因によってコンピューターシステムがダウンした場合にも、同様のリスクがあり、特に当社が過去から蓄積する商品データベース及びシステムの情報が消失した場合には、サービス停止等の事業活動に著しい影響を及ぼす可能性があります。

当社では上記のような事態に備え、自社内でのバックアップ徹底やクラウドサーバーの活用による管理強化、適切なセキュリティ手段の構築等により、これら障害回避のための取り組みを推進しておりますが、当該対応にも拘らず、何らかのトラブル等によりサービス継続に支障が生じた場合には、当社の収益機会の喪失、システム及び事業運営に対する信頼性低下、クレーム発生その他の要因により、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥個人情報保護について

当事業においては、リユース品買取及び販売を行うに際して、ユーザー及び購入者の個人情報を取り扱っております。当社は、ユーザー及び購入者の個人情報を取り扱う事業者としてその重要性を認識し、個人情報を適切に利用・保護することが社会的責任であると考えております。また当社は、個人情報の適正な取り扱いと安全管理に不断的努力を続けるために、「個人情報保護方針」を制定し、プライバシーマークを取得するなど情報管理体制の強化に取り組んでおります。

しかしながら、何らかの理由で重要な情報が外部に漏洩した場合には、当事者への賠償と当社に対する社会的信頼の失墜、さらなる情報管理体制構築のための支出等により、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 業績・財政状態等に係るリスク

①業績の季節要因について

当事業においては、取扱商品の特性により、特に衣替え時期等において、商品買取及び商品販売が増加する傾向があり、また、当該時期において業務増加等により費用が増加する傾向があります。

ただし、過年度においては、当社利用者が拡大傾向にあったこと、各期における気候・天候等の動向、当社施策として実施した広告宣伝費の投下タイミング等により、必ずしも各四半期において傾向的な業績の季節変動等が生じているものではありません。

なお、今後においては、需要期における対応強化を図るとともに、当該時期以外における買取及び販売の活性化を推進していく方針であります。これら状況によっては上記の季節要因による影響を受ける可能性があります。

②商品在庫について

当事業においては、個人ユーザーから買い取ったリユース品を在庫として保有しており、平成29年9月期末における商品在庫は当社総資産額の24.9%を占める水準となっております。

当事業においては、業容拡大を図るためには商品在庫の拡大が必要となりますが、リユース品の買取の支払いは実質的には現金仕入(ユーザーの買取同意後、即日または翌日に送金)となるため、商品買取の増加に応じて運転資金が必要となります。当社は、適正価格での買取及び早期販売の実施等により在庫効率及び資金効率の維持改善を図るべく事業を運営しており、また、これら運転資金需要への対応として金融機関との当座貸越契約による借入枠を設定し、短期的な資金需要に対応しております。

今後において、在庫拡大が図られる場合または販売不振や当社業務オペレーション上の要因等により在庫期間が長期化し資金効率の悪化が生じた場合には、当該対応としての借入金の増加等が生じる可能性があります。また、特に販売不振等による滞留在庫の増加は商品評価損の計上要因となる可能性があり、これらの要因から当社の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

③物流費について

当社では、宅配買取による商品買取及び商品販売に際して運送会社に商品配送業務を委託しております。

販売時は購入者からその対価を受領しておりますが、買取時においてはユーザーの利便性向上及び当社の買取拡大を目的として、無料で配送サービスを提供しております(当社からユーザー宛に返却するもの含む)。

現在は複数の委託先配送会社の使い分けの実施等により委託価格の安定化を図っておりますが、今後物流費が上昇した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、宅配買取時の無料サービスに関して、買取成約率が低下した場合には当該費用の負担が増加し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 親会社グループとの関係について

当社の親会社はBEENOS(株)であり、平成29年9月30日時点で当社発行済株式総数(自己株式を除く)の58.1%を所有しております。親会社グループは、同社子会社13社及び持分法適用会社3社(平成29年9月30日時点)で構成され、Eコマース事業及びインキュベーション事業を主たる事業としております。同社はEコマース事業におけるリユース分野参入のため、平成18年3月に当社を子会社化しております。

①親会社グループにおける当社の位置付け

当社は、親会社グループの事業のうちEコマース事業に区分され、ブランド品等のリユース品買取販売事業を行っております。Eコマース事業においては、当社兄弟会社であるtenso(株)(海外転送・代理購入事業)、(株)ショップエアライン(グローバルショッピング事業)、モノセンス(株)(商品プロデュース・ライセンス事業)、(株)ネットプライス(ネットショッピング事業)がありますが、各社は当社とは異なる領域で事業を展開しております。上記以外の親会社グループ企業を含めて、当社事業との競合関係は生じておらず、現時点において、今後も競合が想定される事象はないものと認識しておりますが、将来的に親会社の経営方針に変更が生じた場合等には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②親会社グループとの取引関係

当社と親会社グループとの取引については、当社兄弟会社であるtenso(株)との間で、同社の購入代行サービスを利用する海外購入者にかかる同社向けの商品販売取引(平成29年9月期：114百万円)が生じております。当該取引については、オークション等を通じた取引であり一般購入者と同条件の通常の小売取引であります。

また、過年度において親会社との間で経営管理及びシステム管理業務の委託にかかる取引(経営指導料)(平成27年9月期：10百万円)が生じておりましたが、平成27年9月末をもって当該取引は解消しております。

加えて、過年度において親会社及び兄弟会社との間で備品購入・売却等の少額取引が生じておりましたが、取引条件は一般と同等に決定しており、今後は原則として行わない方針であります。

③親会社グループとの資本関係

当社は、自らの経営責任を負って独立した事業経営を行っておりますが、当社の親会社であるBEENOS(株)は当社発行済普通株式(自己株式を除く)の58.1%(平成29年9月30日現在)を所有しており、当社は同社の連結子会社となっております。

このような影響力を背景に、親会社は当社の株主総会における取締役の任免等を通じて当社の経営判断に影響を及ぼし得る立場にあることから、議決権の行使にあたり、親会社の利益は、当社の他の株主の利益と一致しない可能性があります。

④親会社グループとの人的関係

当社は、当事業年度末現在において、当社取締役5名のうち1名が、また、当社監査役3名のうち1名が、親会社であるBEENOS(株)の取締役を兼任しております。

当該兼務については、当社が、上場会社グループにおける知見の活用及びコーポレート・ガバナンス体制の強化を主な目的として招聘したものであり、兼任している役員は以下のとおりであります。

当社における役職	氏名	親会社における役職
取締役(非常勤)	中 村 浩 二	代表取締役副社長 兼 グループC F O
監査役(非常勤)	上 保 康 和	取締役(常勤監査等委員)

(6) その他

①訴訟等について

当事業においては、サービス提供及びサポート体制の拡充、社内管理体制の整備及びコンプライアンス体制の強化を推進し、各種トラブル等の防止に努めております。しかしながら、当社のサービス提供またはその他取引に関連して予期せぬ問題が生じる可能性は否定できず、当社の瑕疵に拘らずこれらに起因する損害賠償を請求される或いは訴訟を提起される可能性があります。

これらの訴訟内容や損害賠償額及びその進展または結果により、当社の社会的信用が損なわれる可能性があり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

なお、平成29年9月末時点でこれらの新株予約権による潜在株式数は423,000株（自己株式を除く発行済株式総数の9.4%）であり、今後もストックオプション制度を活用していく方針であります。

③配当政策について

当社の配当政策については、配当による株主各位への利益還元を経営の最重要政策のひとつとして重視すると共に、将来にわたる社業の安定と発展の為に内部留保を充実し、株主各位の利益を長期的に確保することが重要であると考えております。

将来的な利益還元については、経営体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しながら、継続的かつ安定的な配当を実施していく方針であります。

しかしながら、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については、未定であります。

④調達資金の使途について

当社が行った公募増資による調達資金については、①商品在庫拡充のための運転資金、②将来における運転資金その他の当社事業成長に資するシステム投資等、として充当する予定であります。

しかしながら、当初の計画に沿って調達資金を充当した場合でも、必ずしも想定どおりの投資効果が得られる保証はなく、その場合には当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項記載の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

（１）重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般的に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者により、一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されています。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っていますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらと異なることがあります。この財務諸表の作成にあたる重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況」に記載しております。

（２）財政状態の分析

（流動資産）

当事業年度末の流動資産は、前事業年度末に比べて178,030千円増加し、3,780,159千円（前事業年度末比4.9%増）となりました。これは主に、現金及び預金の増加（同118,602千円の増加）によるものであります。

（固定資産）

当事業年度末の固定資産は、前事業年度末に比べて66,757千円増加し、278,819千円（同31.5%増）となりました。これは主に、在庫棚の増設に伴う建物の増加（同43,401千円の増加）によるものであります。

（流動負債）

当事業年度末の流動負債は、前事業年度末に比べて35,523千円増加し、648,337千円（同5.8%増）となりました。これは主に、未払金の増加（同32,895千円の増加）によるものであります。

（固定負債）

当事業年度末の固定負債は、前事業年度末に比べて12,186千円増加し、96,386千円（同14.5%増）となりました。これは資産除去債務の増加（同12,186千円の増加）によるものであります。

（純資産）

当事業年度末の純資産は、前事業年度末に比べて197,078千円増加し、3,314,254千円（同6.3%増）となりました。変動要因は主に、利益剰余金の増加（同304,427千円の増加）、自己株式の取得による減少（同116,088千円の減少）であります。

（３）経営成績の分析

（売上高）

当事業年度の売上高は、主に個人向け買取サイト「ブランディア」の認知度向上に伴う買取金額の増加を背景に、前事業年度に比べて886,757千円増加し、10,514,280千円（前期比9.2%増）となりました。

（売上原価）

当事業年度の売上原価は、前事業年度に比べて364,247千円増加し、5,106,079千円（前期比7.7%増）となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当事業年度の販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べて414,820千円増加し、4,969,165千円（前期比9.1%増）となりました。これは主に、人材派遣費の削減に伴い直接雇用のアルバイトスタッフを増やしたことによる雑給の増加（同119,843千円の増加）及び買取申し込み件数の増加に伴う物流費用の増加（同104,160千円の増加）によるものであります。

以上の結果、当事業年度の営業利益は、前事業年度に比べて107,690千円増加し、439,034千円（同32.5%増）となりました。

また営業利益率は、前期比0.8ポイント増の4.2%となりました。

（営業外収益、営業外費用及び経常利益）

当事業年度の営業外収益は、前事業年度に比べて657千円増加し、3,211千円（前期比25.7%増）となりました。

また営業外費用は、前事業年度に比べて17,603千円減少し、432千円（同97.6%減）となりました。これは主に、株式交付費の減少（同8,506千円の減少）及び上場関連費用の減少（同8,962千円の減少）によるものであります。

この結果、当事業年度の経常利益は、前事業年度に比べて125,951千円増加し、441,813千円（同39.9%増）となりました。

また経常利益率は、前期比0.9ポイント増の4.2%となりました。

（特別利益、特別損失及び当期純利益）

当事業年度の特別利益及び特別損失は発生しておりません。前事業年度は7千円の特別利益（新株予約権戻入益）が発生しておりました。

この結果、当期純利益は、前事業年度に比べて97,088千円増加し、304,427千円（同46.8%増）となりました。

また当期純利益率は、前期比0.7ポイント増の2.9%となりました。

（４）キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「第２ 事業の状況 １．業績等の概要 （２）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は80,881千円となりました。なお、主要な設備は各セグメントが共用しているため、セグメント別の設備投資の記載を省略しております。

主要な設備投資の内容は、本社事務所兼倉庫で使用する倉庫棚の新設47,729千円等であります。なお、当事業年度において重要な設備の除却及び売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

平成29年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	その他	合計	
本社兼倉庫 (東京都大田区)	全社共通	本社兼 倉庫設備	168,350	12,518	19,938	8,910	209,717	55 (871)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額のうち、「ソフトウェア」にはソフトウェア仮勘定を含めて表示しております。
4. 帳簿価額の「その他」は建設仮勘定であります。建設仮勘定には、消費税等が含まれております。
5. 本社兼倉庫は賃貸物件であり、年間賃借料（共益費含む）は、305,265千円であります。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。）は、年間（平成28年10月1日から平成29年9月30日）の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新に伴う除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,990,000
計	12,990,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成29年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成29年12月19日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,570,000	4,570,000	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式で、単元株式数は100株であります。
計	4,570,000	4,570,000	—	—

(注) 1. 提出日現在発行数には、平成29年12月1日以降の新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①第2回（ア）新株予約権（平成20年9月22日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年11月30日)
新株予約権の数（個）	29	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数 （個）		—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	72,500 (注)1、6	50,000 (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	152 (注)2、6	152 (注)2、6
新株予約権の行使期間	自 平成22年9月23日 至 平成30年9月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 152 (注)6 資本組入額 76	発行価格 152 (注)6 資本組入額 76
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 当社が株式分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

2. 当社が、株式分割または株式の併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価格額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日以後、当社が時価を下回る価額で普通株式につき募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合も含む）には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済み株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式」とあるのを「処分する自己株式」、「1株当たり払込金額」とあるのを「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。

4. 新株予約権の行使の条件

(a)新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由があると当社取締役会で判断した場合はこの限りではない。

(b)新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定めるところにより権利を行使することができる。

(c)その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (a)新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (b)各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、付与株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後付与株式数」という）とする。
 - (c)各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後付与株式数を乗じた額とする。
 - (d)新株予約権の行使可能期間
新株予約権の行使可能期間の開始日の平成22年9月23日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使可能期間の満了日の平成30年9月22日までとする。
 - (e)その他の新株予約権の行使の条件
上記注5に準じて決定する。
 - (f)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
6. 平成27年4月27日付で普通株式1株につき50株の株式分割を、平成28年6月8日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②第3回新株予約権（平成27年6月8日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年11月30日)
新株予約権の数（個）	17	16
新株予約権のうち自己新株予約権の数 （個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	850 (注)1、6	800 (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,335 (注)2、6	1,335 (注)2、6
新株予約権の行使期間	自 平成29年6月23日 至 平成37年6月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,335 (注)6 資本組入額 668	発行価格 1,335 (注)6 資本組入額 668
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法の定めに従って行使価額の調整を行う場合は次の算式によりその目的株式数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後目的株式数} = \frac{\text{調整前目的株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2. 当社が株式の分割または併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日以後、当社が時価を下回る価額で普通株式につき募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合も含む）には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済み株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式」とあるのを「処分する自己株式」、「1株当たり払込金額」とあるのを「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会（取締役会設置会社でない場合には取締役）の承認を要する。なお、新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。

4. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。

②新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役もしくは従業員たる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会（取締役会設置会社でない場合には取締役）が決議した場合は、この限りでない。

③当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日

(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.に準じて決定する。

⑤新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(a)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(b)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会(取締役会設置会社でない場合には取締役)の決議による承認を要するものとする。

6. 平成28年6月8日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③第4回A新株予約権（平成27年6月8日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年11月30日)
新株予約権の数（個）	6,587	6,587
新株予約権のうち自己新株予約権の数 （個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	329,350（注）1、7	329,350（注）1、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,335（注）2、7	1,335（注）2、7
新株予約権の行使期間	自 平成27年6月23日 至 平成37年6月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,335（注）7 資本組入額 668	発行価格 1,335（注）7 資本組入額 668
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1. 当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法の定めに従って行使価額の調整を行う場合は次の算式によりその目的株式数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後目的株式数} = \frac{\text{調整前目的株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2. 当社が株式の分割または併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日以後、当社が時価を下回る価額で普通株式につき募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合も含む）には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済み株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式」とあるのを「処分する自己株式」、「1株当たり払込金額」とあるのを「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会（取締役会設置会社でない場合には取締役）の承認を要する。なお、新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。

4. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- ②新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役もしくは従業員たる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会（取締役会設置会社でない場合には取締役）が決議した場合は、この限りでない。
- ③新株予約権者は、下記に定める決算期における監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載の経常利益（適用される会計基準の変更等により経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会（取締役会設置会社でない場合には取締役）にて定めるものとする。）が下記に掲げる一定の水準（以下、「業績判定

水準」という)を超過した場合、割当てられた本新株予約権のすべてを、業績判定水準を超過した日の翌日以降行使することができる。

業績判定水準

経常利益額：経常利益が4億円を超過した場合

判定期間：平成27年9月期から平成30年9月期のいずれかの期

- ④当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(a)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
(b)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（取締役会設置会社でない場合には取締役）の決議による承認を要するものとする。
6. 本新株予約権は、本新株予約権の公正価値に相当する払込金額の払込みにより有償にて発行され、その払込金額は本新株予約権を引き受ける者にとって特に有利な金額ではありません。本新株予約権の発行と引換えに払込まれた金銭は、本新株予約権1個当たり金106円であります。
7. 平成28年6月8日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

④第4回B新株予約権（平成27年6月8日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年11月30日)
新株予約権の数（個）	406	406
新株予約権のうち自己新株予約権の数 （個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	20,300 (注)1、7	20,300 (注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,335 (注)2、7	1,335 (注)2、7
新株予約権の行使期間	自 平成27年6月23日 至 平成37年6月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,335 資本組入額 668 (注)7	発行価格 1,335 資本組入額 668 (注)7
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法の定めに従って行使価額の調整を行う場合は次の算式によりその目的株式数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後目的株式数} = \frac{\text{調整前目的株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2. 当社が株式の分割または併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日以後、当社が時価を下回る価額で普通株式につき募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合も含む）には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済み株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式」とあるのを「処分する自己株式」、「1株当たり払込金額」とあるのを「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会（取締役会設置会社でない場合には取締役）の承認を要する。なお、新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。

4. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- ②新株予約権者は、下記に定める決算期における監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載の経常利益（適用される会計基準の変更等により経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会（取締役会設置会社でない場合には取締役）にて定めるものとする）が下記に掲げる一定の水準（以下、「業績判定水準」という）を超過した場合、割当てられた本新株予約権のすべてを、業績判定水準を超過した日の翌日以降行使することができる。

業績判定水準

経常利益額：経常利益が4億円を超過した場合

判定期間：平成27年9月期から平成30年9月期のいずれかの期

- ③当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(a)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
(b)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（取締役会設置会社でない場合には取締役）の決議による承認を要するものとする。
6. 本新株予約権は、本新株予約権の公正価値に相当する払込金額の払込みにより有償にて発行され、その払込金額は本新株予約権を引き受ける者にとって特に有利な金額ではありません。本新株予約権の発行と引換えに払込まれた金銭は、本新株予約権1個当たり金106円であります。
7. 平成28年6月8日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成27年2月20日 注1	100	1,299	166,805	256,555	166,805	166,805
平成27年4月27日 注2	63,651	64,950	—	256,555	—	166,805
平成28年6月8日 注3	3,182,550	3,247,500	—	256,555	—	166,805
平成28年8月30日 注4	1,100,000	4,347,500	824,780	1,081,335	824,780	991,585
平成28年9月28日 注5	165,000	4,512,500	123,717	1,205,052	123,717	1,115,302
平成28年12月20日 注6	57,500	4,570,000	4,370	1,209,422	4,370	1,119,672

- (注) 1. 有償第三者割当 100株 発行価格3,336千円 資本組入額1,668千円
割当先 伊藤忠商事(株)
2. 株式分割 (1:50) によるものであります。
3. 株式分割 (1:50) によるものであります。
4. 有償一般募集 (ブックビルディング方式による募集)
発行価格 1,630円
引受価額 1,499.60円
資本組入額 749.80円
払込金総額 1,649,560千円
5. 有償第三者割当増資 (オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)
発行価格 1,630円
引受価額 1,499.60円
資本組入額 749.80円
払込金総額 247,434千円
割当先 大和証券株式会社
6. 第2回新株予約権の行使による増加であります。
- ① 新株予約権行使数 23個
- ② 新株予約権行使による新株の種類及び数 普通株式57,500株
- ③ 新株の発行価格 1株につき152円
- ④ 資本組入額 1株につき76円

(6) 【所有者別状況】

平成29年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株 式の状況 （株）	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	3	16	21	11	5	1,744	1,800	－
所有株式数 （単元）	－	4,735	696	29,840	687	17	9,718	45,693	700
所有株式数の割 合（％）	－	10.36	1.52	65.31	1.50	0.04	21.27	100.00	－

- (注) 1. 自己株式が「個人その他」の欄に800単元含まれております。
2. 単元未満株式のみを有する株主数は、48人であります。

(7) 【大株主の状況】

平成29年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
BEENOS(株)	東京都品川区北品川4丁目7-35	2,607,500	57.06
伊藤忠商事(株)	東京都港区北青山2丁目5番1号	350,000	7.66
尾嶋 崇遠	神奈川県鎌倉市	280,000	6.13
日本トラスティ・サービス信託 銀行(株) (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	236,500	5.18
日本マスタートラスト信託銀行 (株) (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	230,500	5.04
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019 (常任代理人 香港上海銀行東 京支店カストディ業務部)	AIB INTERNATIONAL CENTRE P.O.BOX 518 IFSC DUBLIN, IRELAND (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	36,700	0.80
石田 和也	東京都品川区	35,000	0.77
永井 詳二	東京都港区	20,000	0.44
大和証券(株)	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	17,500	0.38
竹内 更太郎	東京都港区	12,500	0.27
計	—	3,826,200	83.72

- (注) 1. 上記のほか、当社所有の自己株式80,000株があります。
2. 当事業年度末現在における日本トラスティ・サービス信託銀行(株)及び日本マスタートラスト信託銀行(株)の信託業務の株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。
3. 平成29年9月25日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、フィデリティ投信(株)が平成29年9月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
フィデリティ投信(株)	東京都港区六本木七丁目7番7号	229,500	5.02

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 80,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 4,489,300	44,893	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 700	—	—
発行済株式総数	4,570,000	—	—
総株主の議決権	—	44,893	—

② 【自己株式等】

平成29年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) (株)デファクトスタンダード	東京都大田区平和島 三丁目3番8号	80,000	—	80,000	1.8
計	—	80,000	—	80,000	1.8

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

①当該制度は、会社法に基づき、平成20年9月22日臨時株主総会及び取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。なお、「付与対象者の区分及び人数」については付与した当時の対象者人数、「株式の数」については付与した当時の新株予約権の目的となる株式の数から、平成27年4月27日付で行った株式分割、及び平成28年6月8日付で行った株式分割を調整した株式の数を記載しております。

第2回（ア）新株予約権

決議年月日	平成20年9月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2、当社従業員 17
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	300,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）本書提出日現在におきましては、付与対象者の人数は退職等により11名減少し、付与時の当社従業員1名が当社取締役就任したことにより、当社取締役2名、当社従業員6名となっております。

②当該制度は、会社法に基づき、平成27年6月8日臨時株主総会及び取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。なお、「付与対象者の区分及び人数」については付与した当時の対象者人数、「株式の数」については付与した当時の新株予約権の目的となる株式の数から、平成28年6月8日付で行った株式分割を調整した株式の数を記載しております。

第3回新株予約権

決議年月日	平成27年6月8日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 25
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	1,250
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）本書提出日現在におきましては、付与対象者の人数は退職等により9名減少し、当社従業員16名となっております。

③当該制度は、会社法に基づき、平成27年6月8日臨時株主総会及び取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。なお、「付与対象者の区分及び人数」については付与した当時の対象者人数、「株式の数」については付与した当時の新株予約権の目的となる株式の数から、平成28年6月8日付で行った株式分割を調整した株式の数を記載しております。本新株予約権は、本新株予約権の公正価値に相当する払込金額の払込みにより有償にて発行され、その払込金額は本新株予約権を引き受ける者にとって特に有利な金額ではありません。本新株予約権の発行と引換えに払込まれた金銭は、本新株予約権1個当たり金106円であります。

第4回A新株予約権

決議年月日	平成27年6月8日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社監査役 1 当社従業員 12
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	333,050
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）本書提出日現在におきましては、付与対象者の人数は退職等により2名減少し、付与時の当社従業員1名が当社取締役就任したことにより、当社取締役3名、当社監査役1名、当社従業員9名となっております。

④当該制度は、会社法に基づき、平成27年6月8日臨時株主総会及び取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。なお、「付与対象者の区分及び人数」については付与した当時の対象者人数、「株式の数」については付与した当時の新株予約権の目的となる株式の数から、平成28年6月8日付で行った株式分割を調整した株式の数を記載しております。本新株予約権は、本新株予約権の公正価値に相当する払込金額の払込みにより有償にて発行され、その払込金額は本新株予約権を引き受ける者にとって特に有利な金額ではありません。本新株予約権の発行と引換えに払込まれた金銭は、本新株予約権1個当たり金106円であります。

第4回B新株予約権

決議年月日	平成27年6月8日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	20,300
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）本書提出日現在におきましては、付与対象者の人数は付与時の社外協力者1名が当社取締役就任したことにより、当社取締役1名、社外協力者1名となっております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成29年4月27日)での決議状況 (取得期間 平成29年4月28日～平成29年9月30日)	80,000	120,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	80,000	116,088
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	3,911
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	3.26
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	3.26

(注) 1. 自己株式の取得方法は、東京証券取引所における市場買付であります。

2. 当該決議における自己株式の取得は、平成29年9月22日をもって終了しております。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を 行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	80,000	—	80,000	—

(注) 当期間における保有自己株式には、平成29年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取及び買増請求による売渡による株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保の確保が重要であると考え、過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針としましては、将来の財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案して、内部留保とのバランスを保ちながら収益の増加に連動した配当の実施を検討していく方針ですが、現時点では実現可能性及びその実施時期等について未定であります。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針と考えております。当社は中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めており、配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月
最高(円)	—	—	—	2,380	1,820
最低(円)	—	—	—	1,515	1,245

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成28年8月31日に同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,593	1,577	1,590	1,639	1,473	1,478
最低(円)	1,308	1,475	1,433	1,486	1,400	1,352

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5【役員の状況】

男性9名 女性一名（役員のうち女性の比率－％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	経営企画室長	尾嶋崇遠	昭和53年5月18日	平成14年4月 平成15年9月 平成18年1月 平成24年9月 平成24年10月 平成25年4月	国際証券(株)(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株))入社 (株)インターネットレード入社 当社取締役 当社取締役副社長 当社経営企画室長(現任) 当社代表取締役社長(現任)	注5	297,500
取締役	マーケティング部長 クリエイティブ部長	植松勇人	昭和58年6月5日	平成19年4月 平成20年4月 平成25年10月 平成26年12月	(株)ネットプライス(現BEENOS(株))入社 当社へ出向 当社へ転籍 当社マーケティング部長、クリエイティブ部長(現任) 当社取締役(現任)	注5	5,000
取締役	管理部長	丸尾隆	昭和54年8月7日	平成11年12月 平成13年6月 平成18年9月 平成21年2月 平成21年10月 平成24年4月 平成27年12月	任意団体 神宮前.org参加 イレギュラーズアンドパートナーズ(株)入社 スマートシステム(株)入社 当社管理部入社 当社管理部マネージャー 当社管理部長(現任) 当社取締役(現任)	注5	2,500
取締役		中村浩二	昭和43年1月20日	平成2年4月 平成8年12月 平成11年9月 平成13年5月 平成15年12月 平成16年12月 平成19年12月 平成20年9月 平成23年12月 平成24年2月 平成24年9月 平成25年1月 平成26年4月 平成26年5月 平成27年4月 平成27年11月 平成29年10月	野村證券(株)入社 (株)ハイパーネット入社 キャピタルドットコム(株)入社 (株)コーポレートチューン設立 代表取締役 (株)ネットプライス(現BEENOS(株))監査役 (株)ネットプライスファイナンス 代表取締役社長 (株)ネットプライス(現BEENOS(株))常務取締役兼CFO 当社取締役(現任) tenso(株)取締役(現任) (株)ネットプライスドットコム(現BEENOS(株))代表取締役副社長兼グループCFO(現任) モノセンス(株)取締役(現任) BEENOS Asia Pte.Ltd. Director(現任) (株)ショップエアライン取締役(現任) (株)ネットプライス取締役 (株)BEENOS Partners代表取締役社長(現任) 台湾転送股份有限公司董事(現任) BeeCruise(株)取締役(現任)	注5	－
取締役		和出憲一郎	昭和28年4月22日	昭和51年4月 昭和57年1月 平成18年2月 平成22年12月 平成25年12月 平成26年6月 平成26年8月 平成26年10月 平成27年12月	(株)富士銀行(現(株)みずほ銀行)入行 (株)インターナショナルコミュニケーションストラテジーズ((株)ジェネラルソリューションズに社名変更)設立 代表取締役 日本財務翻訳(株)設立 代表取締役 (株)オークファン取締役 (株)リアルワールド取締役 (株)ロックオン取締役 ワイデアンドパートナーズ(株)設立 代表取締役(現任) (株)PLAN-B取締役(現任) 当社取締役(現任)	注5	－

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役		佐藤 桂	昭和39年3月4日	昭和61年10月 平成2年3月 平成9年6月 平成12年12月 平成14年8月 平成15年1月 平成16年4月 平成19年5月 平成19年6月 平成20年6月 平成24年8月 平成27年6月 平成29年12月	青山監査法人入社 公認会計士登録 ソフトバンク㈱(現ソフトバンクグループ ㈱) 常勤監査役 ソフトバンク・イーコマース㈱取締役財務 経理統括 ガンホー・オンライン・エンターテイメン ト㈱(社外) 取締役 ソフトバンクBB㈱(現ソフトバンク㈱) 管理本部本部長 同社管理部門統括 関連事業総轄部長 佐藤桂事務所代表(現任) ㈱ベクター社外取締役(現任) ㈱カービュー 社外監査役 ㈱ケイブ社外監査役(現任) ㈱SBI証券社外監査役(現任) 当社取締役(現任)	注5	—
常勤監査役		岡本 吉光	昭和23年10月21日	昭和46年7月 昭和57年1月 昭和62年10月 平成元年6月 平成3年1月 平成3年12月 平成6年1月 平成8年10月 平成13年4月 平成16年6月 平成17年8月 平成22年1月 平成23年12月 平成24年6月 平成24年7月 平成27年4月	㈱住友銀行(現㈱三井住友銀行)入行 同行デュッセルドルフ支店支店長代理、資 金為替係長 ドイツ住友銀行副社長 住友ファイナンス・インターナショナル・ ロンドン副社長 住銀リース㈱国際業務部長 米国住銀リース・ニューヨーク副社長 住銀リース㈱営業開発部長 同社経理部長 三井住友銀オートリース㈱取締役財務経理 部長 同社常任監査役 ゴールドマン・サックス・アセット・マネ ジメント㈱常勤監査役 独立行政法人鉄道・運輸機構監事 丸善工業㈱非常勤顧問(現任) ㈱クラレ監査役(現任) りんかい日産建設㈱顧問 当社常勤監査役(現任)	注6	—
監査役		上保 康和	昭和31年12月18日	昭和54年4月 平成17年3月 平成17年5月 平成18年12月 平成18年12月 平成19年4月 平成19年7月 平成20年7月 平成24年2月 平成24年5月 平成27年12月 平成29年10月	㈱ダイエー入社 同社財務本部長 同社財務本部長兼IR広報本部長 ㈱ネットプライスドットコム(現BEENOS㈱) 社外監査役 ㈱ネットプライス監査役 ㈱ショップエアライン監査役(現任) 当社監査役(現任) tenso㈱監査役(現任) モノセンス㈱監査役(現任) ㈱BEENOS Partners監査役(現任) BEENOS㈱取締役(現任) BeeCruise㈱監査役(現任)	注6	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役		星野隆宏	昭和30年11月22日	昭和56年4月 昭和62年3月 昭和62年4月 平成7年4月 平成7年6月 平成18年6月 平成18年9月 平成26年1月 平成27年6月	裁判官任官(宇都宮地裁) 裁判官退官(東京地裁) 弁護士登録(第一東京弁護士会) 外立法律事務所入所 星野綜合法律事務所開設 (株)バイオ・フロンティア・パートナーズ監査役(現任) (株)エンバイオ・ホールディングス監査役(現任) (株)アクモス監査役 K&L Gates 外国法共同事業法律事務所パートナー(現任) 当社監査役(現任)	注6	—
計							305,000

- (注) 1. 取締役 和出憲一郎氏及び佐藤桂氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 中村浩二氏は、非業務執行取締役であります。
3. 監査役 岡本吉光氏及び星野隆宏氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、取締役和出憲一郎氏、佐藤桂氏及び監査役岡本吉光氏、星野隆宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 平成29年12月19日開催の定時株主総会終結の時から2年間
6. 平成28年6月21日開催の臨時株主総会終結の時から4年間

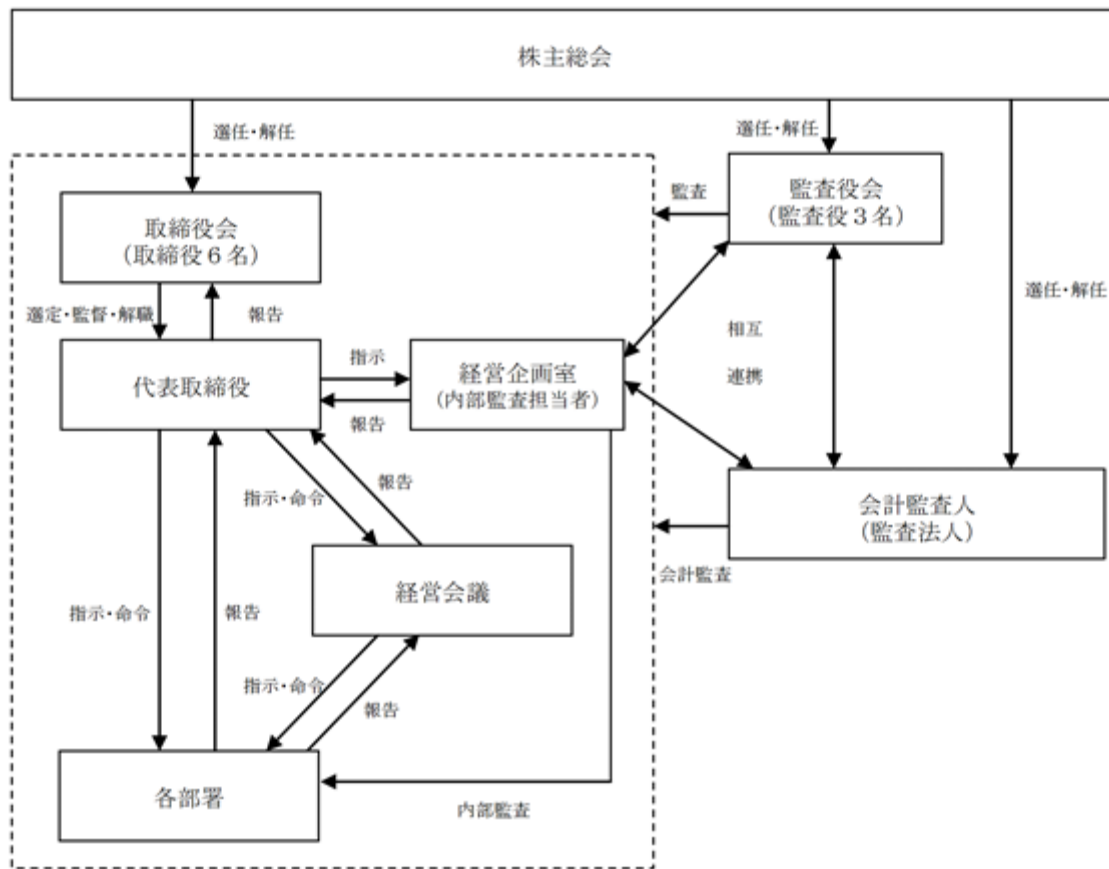
6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値最大化に向けて、業務の適正を確保するための必要な体制を整備し、適切に運用していくことが経営の重要な責務であると認識し、コーポレート・ガバナンスの整備に積極的に取り組んでおります。

企業統治の概要



1. 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

(1) 会社の機関の内容

① 取締役会

当社の取締役会は6名（うち社外取締役2名）で構成されており、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に則って重要事項を決議し、取締役による業務執行を監督しております。取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。また、取締役会には、監査役3名が出席して、常に重要な意思決定の監査が行われる状況が整備されております。

② 監査役会及び監査役

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は監査役3名（うち社外監査役2名）により構成されております。監査方針及び監査計画については監査役会にて協議決定しております。

監査役は取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しております。

監査役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を随時開催しております。

③ 経営会議

当社の経営会議は、経営の基本政策、経営方針、経営計画にかかわる事項ならびに各部門の重要な執行案件について、審議及び方向付けを行い、または報告を受けます。経営会議に付議された議案のうち必要なものは、取締役会に上程され、その審議を受けております。経営会議は、社長、常勤役員、内部監査人及び社長が指名する各部署責任者をもって構成し、意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図り、重要な業務執行への対応を行っております。原則として毎月1回開催し、社長が議長を務めております。なお常勤監査役も参加しております。

④内部監査

内部監査は、経営企画室に所属する内部監査担当者1名が担当しており、自己の属する部署を除く全部署を対象として監査を実施しており、経営企画室については代表取締役社長が任命する別の従業員(管理部)が監査を実施しており、全社を計画的かつ網羅的に実施しております。社内の各業務が社内規程及び社内ルールに基づいて適正に運営されているかについて、厳正な監査を行い、経営の健全化及び効率化に資するとともに、内部統制の強化を図っております。監査結果については代表取締役社長への報告を行い、改善の必要がある場合は当該部門に是正の指示をしております。また、必要に応じ監査結果は取締役会及び監査役会にも報告されております。

⑤会計監査人

当社は、優成監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名、継続関与年数及び監査業務にかかる補助者の構成については次のとおりであります。なお、継続関与年数については、7年以下であることから記載を省略しております。

業務を執行した公認会計士の氏名 佐藤健文 篠塚伸一

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 2名 その他 5名

⑥内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携状況

内部監査、監査役監査及び会計監査は密接に関係するという視点のもとに、内部監査人、監査役及び監査法人は3ヶ月に1回三様監査会議を行い、情報共有、意見交換を行っております。

(2)当社と社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係の概要

当社は社外取締役を2名、社外監査役を2名を選任しております。社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役と出憲一郎氏は、企業経営における経験とコーポレート・コミュニケーションにおける見識を当社の経営戦略の実現に最大限に活用すべく、社外取締役として選任しております。社外取締役佐藤桂氏は、公認会計士及び経営実務家として豊富な経験を有しており、会計の専門家としての視点からの確かな助言をいただくため、社外取締役として選任しております。社外監査役岡本吉光氏は、金融の実務家としての専門的知識に加え、複数社の監査役を務めるなど、企業経営に関する経験を有していることから、経営全般の監視と一層の適正な監査の実施が期待されるため、社外監査役に選任しております。また、社外監査役星野隆宏氏は、弁護士として企業法務に精通すると同時に、監査役としての人格及び識見を有すると判断し、社外監査役に選任しております。

社外取締役と出憲一郎氏は、ワイデアンドパートナーズ(株)の代表取締役及び(株)PLAN-Bの社外取締役であります。当社と兼職先各社の間に取引関係はありません。社外取締役佐藤桂氏は、佐藤桂事務所代表、(株)ベクター社外取締役、(株)ケイブ社外監査役、(株)SBI証券社外監査役であります。当社と兼職先各社の間に取引関係はありません。

社外監査役岡本吉光氏は(株)クラレの社外監査役及び丸善工業(株)の非常勤顧問であります。当社と兼職先各社の間に取引関係はありません。また、社外監査役星野隆宏氏は、K&L Gates 外国法共同事業法律事務所パートナー、(株)バイオ・フロンティア・パートナーズ監査役、(株)エンバイオ・ホールディングス監査役であります。当社と兼職先各社の間に取引関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役の選任にあたり、独立性に関する基準または方針を明確に定めてはおりませんが、東京証券取引所が示している独立性に関する基準等を参考に、個人の見識や専門的な知見に基づいて適切な監督または監査が遂行できると期待される者を選任しております。

(3)責任限定契約の内容と概要

当社は、定款に取締役(業務執行取締役等である者を除く)及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。取締役(業務執行取締役等である者を除く)及び監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

取締役(業務執行取締役等である者を除く)又は監査役が当社に対して会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合、会社法第427条第1項に規定する要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(4)内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正を確保するための必要な体制を整備し、適切に運用していくことが経営の重要な責務であると認識し、内部統制システムの整備に取り組んでおり、決議・整備された基本方針、体制に従って運用しております。基本方針及び整備の状況は以下のとおりです。

(内部統制システム基本方針決議の内容)

(i)取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員は、企業倫理規程に基づいて、高い倫理観と良心をもって職務遂行にあたり、法令及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものいたします。

(ii)反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係も含め一切遮断し反社会的勢力からの不当要求に対しては屈せず、反社会的勢力から経営活動の妨害や被害、誹謗中傷などの攻撃を受けた対応を管理部で一括管理する体制を整備し、警察等関連機関と連携し、組織全体で毅然とした対応をいたします。

(iii)取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書取扱規程に定められた期間保存・管理をするものいたします。

なお、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

(iv)損失の危険の管理に関する規定その他の体制

危機管理体制については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、管理部を責任部署といたします。また、管理部は、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するものとし、定期的に取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告するものいたします。

なお、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、早期解決に向けた対策を講じるとともに、再発防止策を策定するものいたします。

(v)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的に共有する事業計画を定め、各担当取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとし、その達成に向けて月次で予算管理を行う他、主要な指標については、日次、週次で進捗管理を行うものいたします。

定時取締役会については、月1回開催し、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、重要な業務執行についての意思決定を行うものいたします。

(vi)財務報告の信頼性を確保するための体制

当社経営企画室は、内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行います。

(vii)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

内部監査担当部署である経営企画室の従業員が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員の設置が必要な場合、監査役はそれを指定できるものとしております。

(viii)監査役を補助すべき使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査役より監査業務に係る指揮命令を受けた経営企画室の従業員は、所属する上長の指揮命令を受けないものいたします。また、当該従業員の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査役の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものいたします。

(ix)取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

常勤監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧するものいたします。また、取締役は、取締役会等の重要な会議において、業務の執行状況を報告するものいたします。なお、取締役及び従業員は、重大な法令違反等及び当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告するものとし、監査役は必要に応じていつでも取締役及び従業員に対し報告を求めることができるものいたします。

(x)監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は社内規程「企業倫理規程」で内部通報制度を定めており、内部通報は、社長に直通で送れる社内システムや、経営企画室担当役員または社外監査役宛のメール等を推奨しております。本項目は、監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を指すものであり、当該「企業倫理規程」にも明記しております。

(xi)監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する体制

監査役がその職務の執行に関し会社に費用の前払い等の請求をしたときは、会社は当該請求に係る費用ないし債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできません。

(xii)その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、いつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができるとともに、監査役の社内の重要な会議への出席を拒まないものいたします。また、監査役は、内部監査部門と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて会計監査人、法律顧問と意見交換等を実施できるものいたします。

2. リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制は、管理部をリスク管理責任部門とし、管理部担当役員がリスク管理責任者として各事業部のリスクを適切に管理する体制となっております。また、リスク管理責任者は、全社的なリスク管理を指揮監督し、その状況を取締役会に報告することになっております。これらの体制を確保し、市場、情報セキュリティ、環境、労務、法務等事業を取り巻く様々なリスクに対する的確な管理を実践することを目的として「リスク管理規程」を定めております。また、個人情報保護については最大限の注意を払っており、「個人情報保護基本規程」を定め、組織における責任と役割を明確にして、セキュリティ強化のための体制を構築しております。平成23年9月26日にはJIS Q 15001に基づく個人情報保護マネジメントシステムを整備し、プライバシーマークの認定を取得しております。

3. 役員報酬の内容

1) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	48,800	48,800	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	3,600	3,600	—	—	—	1
社外取締役	3,600	3,600	—	—	—	1
社外監査役	9,600	9,600	—	—	—	2

2) 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

3) 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

4) 役員の報酬等の決定に関する方針

各取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会にて決定しております。

各監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議にて決定しております。

4. 取締役の定数

当社の取締役は、6名以内とする旨を定款に定めております。

5. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

6. 自己株式取得の決定機関

当社は、機動的な資本政策の遂行を目的として、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

7. 取締役等の責任免除の決定機関

当社は、定款において会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者も含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものです。

8. 株主総会の特別決議要件の変更

該当事項はありません。

9. 会社と特定の株主との間で利益相反のおそれがある取引を行う場合の措置

当社は、特定の株主との取引等を行う場合は、取引条件等について、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格を参考にしてその妥当性を検討するとともに、社外取締役・社外監査役も参画した取締役会にて十分に審議した上で意思決定を行うこととし、特定の株主以外の株主の利益の保護に努めてまいります。

10. 支配株主との取引等を行う際における非支配株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引等を行う場合は、取引条件等について、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格を参考にしてその妥当性を検討するとともに、社外取締役・社外監査役も参画した取締役会にて十分に審議した上で意思決定を行うこととし、非支配株主の利益の保護に努めてまいります。

11. 中間配当の決定機関

当社は、会社法第454条第5項に定める中間配当の事項について、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
9,500	1,500	11,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

上場申請に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(当事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の規模、特性を勘案の上、監査手続きの内容及び合理的な監査工数について監査法人と検討・協議を行い、監査報酬額を決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成28年10月1日から平成29年9月30日まで）の財務諸表について、優成監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表を適正にできる体制を整備するため、監査法人等と常に密接な連携を保って監査法人主催のセミナーへ参加し、また定期的に企業会計基準委員会(ASBJ)のWEBサイトを閲覧し情報収集に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,326,868	2,445,470
売掛金	220,340	238,662
商品	995,002	1,009,254
貯蔵品	1,577	1,657
前払費用	35,916	31,461
繰延税金資産	21,309	32,989
その他	1,114	20,664
流動資産合計	3,602,128	3,780,159
固定資産		
有形固定資産		
建物	152,036	214,613
減価償却累計額	△27,087	△46,262
建物（純額）	124,948	168,350
工具、器具及び備品	25,224	29,007
減価償却累計額	△10,949	△16,488
工具、器具及び備品（純額）	14,275	12,518
建設仮勘定	—	8,910
有形固定資産合計	139,224	189,779
無形固定資産		
ソフトウェア	6,535	7,938
ソフトウェア仮勘定	—	12,000
無形固定資産合計	6,535	19,938
投資その他の資産		
敷金	60,000	60,000
繰延税金資産	4,861	8,007
その他	1,440	1,094
投資その他の資産合計	66,301	69,101
固定資産合計	212,061	278,819
資産合計	3,814,190	4,058,978
負債の部		
流動負債		
買掛金	39,221	58,904
未払金	235,748	268,644
未払費用	130,354	117,508
未払消費税等	67,004	27,073
未払法人税等	100,616	116,832
前受金	13,572	15,447
預り金	26,297	43,926
流動負債合計	612,814	648,337
固定負債		
資産除去債務	84,199	96,386
固定負債合計	84,199	96,386
負債合計	697,014	744,723

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,205,052	1,209,422
資本剰余金		
資本準備金	1,115,302	1,119,672
その他資本剰余金	5,776	5,776
資本剰余金合計	1,121,079	1,125,449
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	790,302	1,094,730
利益剰余金合計	790,302	1,094,730
自己株式	—	△116,088
株主資本合計	3,116,434	3,313,513
新株予約権	741	741
純資産合計	3,117,176	3,314,254
負債純資産合計	3,814,190	4,058,978

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 平成29年9月30日)
売上高	9,627,522	10,514,280
売上原価		
商品期首たな卸高	949,776	995,002
当期商品仕入高	4,775,894	5,120,331
当期製品製造原価	11,164	—
合計	5,736,834	6,115,334
商品期末たな卸高	1,042,780	1,093,118
商品評価損	47,778	83,863
売上原価	4,741,832	5,106,079
売上総利益	4,885,689	5,408,200
販売費及び一般管理費		
雑給	866,607	986,451
広告宣伝費	1,374,386	1,447,886
物流費用	603,773	707,933
減価償却費	26,698	28,421
その他	1,682,880	1,798,473
販売費及び一般管理費合計	4,554,345	4,969,165
営業利益	331,344	439,034
営業外収益		
受取利息	33	23
為替差益	—	925
助成金収入	2,520	2,260
その他	1	2
営業外収益合計	2,554	3,211
営業外費用		
支払利息	97	—
為替差損	470	—
株式交付費	8,506	—
上場関連費用	8,962	—
支払手数料	—	432
営業外費用合計	18,036	432
経常利益	315,862	441,813
特別利益		
新株予約権戻入益	7	—
特別利益合計	7	—
税引前当期純利益	315,870	441,813
法人税、住民税及び事業税	119,515	152,211
法人税等調整額	△10,983	△14,825
法人税等合計	108,531	137,386
当期純利益	207,338	304,427

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)		当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 原材料費	※	—	—	—	—
II 労務費		9,197	82.4	—	—
III 経費		1,966	17.6	—	—
当期総製造費用		11,164	100.0	—	—
仕掛品期首たな卸高		—		—	
合計		11,164		—	
仕掛品期末たな卸高		—		—	
当期製品製造原価		11,164		—	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

(注)

前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)		当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	
※ 主な内訳は次のとおりであります。		※ 主な内訳は次のとおりであります。	
地代家賃	1,116千円	地代家賃	—千円
通勤交通費	391〃	通勤交通費	—〃
通信費	118〃	通信費	—〃
租税公課	111〃	租税公課	—〃

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計	
当期首残高	256,555	166,805	5,776	172,582	582,964	582,964	1,012,102
当期変動額							
当期純利益					207,338	207,338	207,338
新株の発行	948,497	948,497		948,497			1,896,994
株主資本以外の項目の当期変動額（純 額）							
当期変動額合計	948,497	948,497	—	948,497	207,338	207,338	2,104,332
当期末残高	1,205,052	1,115,302	5,776	1,121,079	790,302	790,302	3,116,434

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	749	1,012,851
当期変動額		
当期純利益		207,338
新株の発行		1,896,994
株主資本以外の項目の当期変動額（純 額）	△7	△7
当期変動額合計	△7	2,104,324
当期末残高	741	3,117,176

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	1,205,052	1,115,302	5,776	1,121,079	790,302	790,302	—	3,116,434
当期変動額								
当期純利益					304,427	304,427		304,427
新株の発行（新株予約権の行使）	4,370	4,370		4,370				8,740
自己株式の取得							△116,088	△116,088
当期変動額合計	4,370	4,370	—	4,370	304,427	304,427	△116,088	197,078
当期末残高	1,209,422	1,119,672	5,776	1,125,449	1,094,730	1,094,730	△116,088	3,313,513

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	741	3,117,176
当期変動額		
当期純利益		304,427
新株の発行（新株予約権の行使）		8,740
自己株式の取得		△116,088
当期変動額合計	—	197,078
当期末残高	741	3,314,254

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	315,870	441,813
減価償却費	26,798	28,421
受取利息	△33	△23
支払利息	97	—
株式交付費	8,506	—
為替差損益 (△は益)	470	△925
支払手数料	—	432
助成金収入	△2,520	△2,260
上場関連費用	8,962	—
新株予約権戻入益	△7	—
売掛金の増減額 (△は増加)	△34,290	△18,321
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△43,854	△14,331
買掛金の増減額 (△は減少)	△7,232	19,682
未払金の増減額 (△は減少)	△6,701	32,245
その他の資産の増減額 (△は増加)	△6,709	4,631
その他の負債の増減額 (△は減少)	114,871	△16,744
小計	374,228	474,620
利息の受取額	33	23
利息の支払額	△97	—
助成金の受取額	2,520	2,260
法人税等の支払額	△78,430	△151,833
営業活動によるキャッシュ・フロー	298,254	325,070
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△7,063	△63,121
無形固定資産の取得による支出	△880	△17,109
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,943	△80,231
財務活動によるキャッシュ・フロー		
上場関連費用の支出	△8,962	—
株式の発行による収入	1,888,487	—
自己株式の取得による支出	—	△116,521
新株予約権の行使による株式の発行による収入	—	8,740
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,879,525	△107,781
現金及び現金同等物に係る換算差額	△470	925
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,169,365	137,983
現金及び現金同等物の期首残高	157,922	2,327,288
現金及び現金同等物の期末残高	※1 2,327,288	※1 2,465,271

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	4～10年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産の本邦通貨への換算基準

外貨建資産は、決算日の為替相場により円換算しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当
事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
当座貸越極度額	1,300,000千円	1,300,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	1,300,000千円	1,300,000千円

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)(注)	64,950	4,447,550	—	4,512,500
合計	64,950	4,447,550	—	4,512,500

(注) 普通株式の株式分割までの増加の内訳は、次のとおりであります。

株式分割(1株を50株に分割)による増加 3,182,550株

株式分割後の増加の内訳は、次のとおりであります。

株式上場にあたり実施した公募増資による増加 1,100,000株

オーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連した
第三者割当増資による増加 165,000株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
			当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
提出会社	第2回(ア)新株予約権 (ストック・オプションと しての新株予約権)	—	—	—	—	—	—
	第3回新株予約権(ストック・ オプションとしての新 株予約権)	—	—	—	—	—	—
	第4回(A)新株予約権 (自社株式オプションとし ての新株予約権)	—	—	—	—	—	698
	第4回(B)新株予約権 (自社株式オプションとし ての新株予約権)	—	—	—	—	—	43
合計			—	—	—	—	741

(注) 第3回新株予約権(ストック・オプションとしての新株予約権)は、権利行使期間の初日が到来しておりませ
ん。

3. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）（注）1	4,512,500	57,500	—	4,570,000
合計	4,512,500	57,500	—	4,570,000
自己株式				
普通株式（株）（注）2	—	80,000	—	80,000
合計	—	80,000	—	80,000

（注）1. 普通株式の増加は、ストックオプションの行使に伴う新株発行によるものであります。

2. 自己株式数の普通株式の増加は、取締役会決議による取得によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
			当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
提出会社	第2回（ア）新株予約権 （ストック・オプションと しての新株予約権）	—	—	—	—	—	—
	第3回新株予約権（ストック・ オプションとしての新 株予約権）	—	—	—	—	—	—
	第4回（A）新株予約権 （自社株式オプションとし ての新株予約権）	—	—	—	—	—	698
	第4回（B）新株予約権 （自社株式オプションとし ての新株予約権）	—	—	—	—	—	43
合計			—	—	—	—	741

3. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成29年4月27日開催の取締役会決議に基づき、自己株式80,000株の取得を行いました。この結果、当事業年度において自己株式が116,088千円増加し、当事業年度末において自己株式が116,088千円となっております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
現金及び預金勘定	2,326,868千円	2,445,470千円
預け金(流動資産その他)	419〃	19,800〃
現金及び現金同等物	2,327,288千円	2,465,271千円

2 重要な非資金取引の内容

新規の資産除去債務の計上額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
資産除去債務の計上額	一千円	11,520千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金及び設備投資は、計画に照らして原則として自己資金にてまかなうこととしており、不足が生じる場合は、主に銀行借入にて調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外での事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、敷金についても定期的に相手先の状況をモニタリングしております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前事業年度（平成28年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	2,326,868	2,326,868	—
(2) 売掛金	220,340	220,340	—
資産計	2,547,208	2,547,208	—
(1) 買掛金	39,221	39,221	—
(2) 未払金	235,748	235,748	—
(3) 未払費用	130,354	130,354	—
(4) 未払消費税等	67,004	67,004	—
(5) 未払法人税等	100,616	100,616	—
(6) 預り金	26,297	26,297	—
負債計	599,241	599,241	—

当事業年度（平成29年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	2,445,470	2,445,470	—
(2) 売掛金	238,662	238,662	—
資産計	2,684,132	2,684,132	—
(1) 買掛金	58,904	58,904	—
(2) 未払金	268,644	268,644	—
(3) 未払費用	117,508	117,508	—
(4) 未払消費税等	27,073	27,073	—
(5) 未払法人税等	116,832	116,832	—
(6) 預り金	43,926	43,926	—
負債計	632,889	632,889	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払消費税等、(5) 未払法人税等、(6) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
敷金	60,000	60,000

敷金については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成28年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,326,868	—	—	—
売掛金	220,340	—	—	—
合計	2,547,208	—	—	—

当事業年度（平成29年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,445,470	—	—	—
売掛金	238,662	—	—	—
合計	2,684,132	—	—	—

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付制度として、確定拠出年金制度を採用しており、拠出時に全額費用処理しております。

2. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
確定拠出年金にかかる拠出額	1,024千円	1,703千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社はストック・オプション及び自社株式オプションの付与時点において未公開企業であり、ストック・オプション及び自社株式オプションの単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. 自社株式オプションにかかる当初の資産計上額及び科目名

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
現金及び預金	—	—

3. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
新株予約権戻入益	7千円	一千円

4. スtock・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション及び自社株式オプションの内容

	第2回(ア)新株予約権
決議日	平成20年9月22日開催の臨時株主総会決議及び平成20年9月22日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2、当社従業員 17
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 300,000株 (注)1
付与日	平成20年9月22日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成22年9月23日 至 平成30年9月22日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成27年4月27日付株式分割(1株につき50株の割合)による分割、及び平成28年6月8日付株式分割(1株につき50株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. (a)新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由があると当社取締役会で判断した場合はこの限りではない。
- (b)新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定めるところにより権利を行使することができる。
- (c)その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

	第3回新株予約権
決議日	平成27年6月8日開催の臨時株主総会決議及び平成27年6月8日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 25
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 1,250株 (注) 1
付与日	平成27年6月22日
権利確定条件	(注) 2
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成29年6月23日 至 平成37年6月7日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成28年6月8日付株式分割（1株につき50株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。
2. ①新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- ②新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役もしくは従業員たる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会（取締役会設置会社でない場合には取締役）が決議した場合は、この限りでない。
- ③当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。

	第4回A新株予約権
決議日	平成27年6月8日開催の臨時株主総会決議及び平成27年6月8日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2 当社監査役 1 当社従業員 12
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 333,050株 (注) 1
付与日	平成27年6月22日
権利確定条件	(注) 3
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成27年6月23日 至 平成37年6月7日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成28年6月8日付株式分割（1株につき50株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。
2. スtock・オプションに該当しない自社株式オプションであります。
3. ①新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- ②新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役もしくは従業員たる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会（取締役会設置会社でない場合には取締役）が決議した場合は、この限りでない。

- ③新株予約権者は、下記に定める決算期における監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載の経常利益（適用される会計基準の変更等により経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会（取締役会設置会社でない場合には取締役）にて定めるものとする。）が下記に掲げる一定の水準（以下、「業績判定水準」という）を超過した場合、割当てられた本新株予約権のすべてを、業績判定水準を超過した日の翌日以降行使することができる。

業績判定水準

経常利益額：経常利益が4億円を超過した場合

判定期間：平成27年9月期から平成30年9月期のいずれかの期

- ④当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。

	第4回B新株予約権
決議日	平成27年6月8日開催の臨時株主総会決議及び平成27年6月8日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 2
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 20,300株 (注)1
付与日	平成27年6月22日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成27年6月23日 至 平成37年6月7日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成28年6月8日付株式分割（1株につき50株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. スtock・オプションに該当しない自社株式オプションであります。

3. ①新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。

- ②新株予約権者は、下記に定める決算期における監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載の経常利益（適用される会計基準の変更等により経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会（取締役会設置会社でない場合には取締役）にて定めるものとする。）が下記に掲げる一定の水準（以下、「業績判定水準」という）を超過した場合、割当てられた本新株予約権のすべてを、業績判定水準を超過した日の翌日以降行使することができる。

業績判定水準

経常利益額：経常利益が4億円を超過した場合

判定期間：平成27年9月期から平成30年9月期のいずれかの期

- ③当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。

(2) ストック・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成29年9月期）において存在したストック・オプション及び自社株式オプションを対象とし、ストック・オプション及び自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプション及び自社株式オプションの数

	第2回（ア） 新株予約権	第3回 新株予約権
権利確定前（株）		
前事業年度末	—	950
付与	—	—
失効	—	50
権利確定	—	900
未確定残	—	—
権利確定後（株）		
前事業年度末	130,000	—
権利確定	—	900
権利行使	57,500	—
失効	—	50
未行使残	72,500	850

	第4回（A） 新株予約権	第4回（B） 新株予約権
権利確定前（株）		
前事業年度末	329,350	20,300
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	329,350	20,300
権利確定後（株）		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

（注）当社は、平成27年4月27日付で普通株式1株につき50株の株式分割を、平成28年6月8日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますので、株式数は、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

② 単価情報

	第2回（ア） 新株予約権	第3回 新株予約権
権利行使価格（円）	152	1,335
行使時平均株価（円）	1,402	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

	第4回（A） 新株予約権	第4回（B） 新株予約権
権利行使価格（円）	1,335	1,335
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

（注）当社は、平成27年4月27日付で普通株式1株につき50株の株式分割を、平成28年6月8日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますので、権利行使価格は、株式分割考慮後の権利行使価格により記載しております。

5. スtock・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション及び自社株式オプション付与日時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、類似会社比準方式により算定した価格を用いております。

6. スtock・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

7. スtock・オプション及び自社株式オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
- | | |
|-----------------------------|-----------|
| ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 138,642千円 |
| ② 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 71,869千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	8,956千円	9,813千円
商品評価損	10,322〃	20,004〃
未払事業所税	2,029〃	2,087〃
修繕費否認	— 〃	1,083〃
資産除去債務	25,781〃	29,513〃
繰延税金資産計	47,091千円	62,502千円
繰延税金負債		
資産除去債務	20,920千円	21,506千円
繰延税金負債計	20,920千円	21,506千円
繰延税金資産の純額	26,170千円	40,996千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度（平成28年9月30日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（平成29年9月30日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社兼倉庫の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は当該資産の耐用年数とし、国債利回りを割引率に使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
期首残高	83,538千円	84,199千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	— //	11,497 //
時の経過による調整額	660 //	688 //
期末残高	84,199千円	96,386千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、仕入は一括で行っておりますが、販売についてはインターネットでの販売及び、インターネットを介さない卸販売等を展開しています。

したがって、当社は「ネット専業リユース事業」及び「その他事業」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されているセグメントの会計処理は重要な会計方針における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、売上総利益ベースの数値であります。

なお、資産、負債その他の項目については、事業セグメントに配分していないため、記載しておりません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

(単位: 千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 2
	ネット専業 リユース事業	その他事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	8,590,435	1,037,086	9,627,522	—	9,627,522
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	8,590,435	1,037,086	9,627,522	—	9,627,522
セグメント利益	4,667,242	218,447	4,885,689	△4,554,345	331,344

(注) 1. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

2. セグメント利益は、財務諸表の営業利益と調整しております。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

(単位: 千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 2
	ネット専業 リユース事業	その他事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	9,465,330	1,048,950	10,514,280	—	10,514,280
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	9,465,330	1,048,950	10,514,280	—	10,514,280
セグメント利益	5,170,503	237,697	5,408,200	△4,969,165	439,034

(注) 1. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

2. セグメント利益は、財務諸表の営業利益と調整しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が売上高の90%を超えているため記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の売上高が全セグメントの売上高の合計の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち売上高の10%以上を占める相手先がないため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

BEENOS(株) (東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり純資産額	690.62円	737.98円
1株当たり当期純利益金額	61.98円	67.00円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	58.61円	65.37円

- (注) 1. 当社は、平成28年8月31日に東京証券取引所マザーズに上場したため、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から前事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
2. 当社は平成28年6月8日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	207,338	304,427
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	207,338	304,427
期中平均株式数(株)	3,345,027	4,543,654
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	192,466	113,117
(うち新株予約権(株))	(192,466)	(113,117)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	152,036	62,576	—	214,613	46,262	19,175	168,350
工具、器具及び備品	25,224	3,782	—	29,007	16,488	5,539	12,518
建設仮勘定	—	8,910	—	8,910	—	—	8,910
有形固定資産計	177,261	75,269	—	252,530	62,751	24,714	189,779
無形固定資産							
ソフトウェア	15,503	5,109	—	20,612	12,674	3,706	7,938
ソフトウェア仮勘定	—	12,000	—	12,000	—	—	12,000
無形固定資産計	15,503	17,109	—	32,612	12,674	3,706	19,938

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 本社兼倉庫設備 47,729千円

2. 建設仮勘定には、消費税等が含まれております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	420
預金	
普通預金	2,445,050
合計	2,445,470

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
楽天(株)	87,266
ヤフー(株)	72,685
佐川フィナンシャル(株)	30,831
ウェルネット(株)	26,242
ヤマトフィナンシャル(株)	12,045
その他	9,590
合計	238,662

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
220,340	10,295,308	10,276,986	238,662	97.73	8.1

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 商品

品目	金額（千円）
商品	
洋服	377,681
バッグ	354,122
時計	118,846
アクセサリ	72,174
小物	41,182
その他	45,247
合計	1,009,254

ニ. 貯蔵品

区分	金額（千円）
貯蔵品	
梱包資材	1,329
Amazonギフトカード	174
Quoカード	81
収入印紙	56
切手	16
合計	1,657

② 流動負債
イ. 買掛金

相手先	金額（千円）
一般顧客	56,881
(株)ワールド	1,250
(株)ユナイテッドアローズ	544
ヤフー(株)	167
MARK STYLER(株)	60
合計	58,904

ロ. 未払金

相手先	金額（千円）
佐川急便(株)	40,340
ヤマト運輸(株)	40,173
リンクシェア・ジャパン(株)	34,414
(株)ユナイテッドスクエア	33,751
社会保険料	19,842
その他	100,122
合計	268,644

ハ. 未払費用

区分	金額（千円）
雑給	54,368
販売手数料	44,083
業務委託費	3,795
支払手数料	3,703
修繕費	3,653
その他	7,903
合計	117,508

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当事業年度
売上高 (千円)	2,664,498	5,407,850	8,022,970	10,514,280
税引前四半期 (当期) 純利益 金額 (千円)	13,800	302,495	284,120	441,813
四半期 (当期) 純利益金額 (千円)	8,903	207,927	194,603	304,427
1 株当たり四半期 (当期) 純 利益金額 (円)	1.97	45.75	42.75	67.00

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益金額 又は 1 株当たり四半期純損失 金額 (△) (円)	1.97	43.55	△2.92	24.30

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年9月30日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	電子公告により行う。 http://www.defactostandard.co.jp/ir/denshi.html ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類ならびに確認書

事業年度（第13期）（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）	平成28年12月14日 関東財務局長に提出
---------------------------------------	--------------------------

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成28年12月14日
関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第14期第1四半期）（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日）	平成29年2月7日
（第14期第2四半期）（自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日）	平成29年5月9日
（第14期第3四半期）（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）	平成29年8月9日

関東財務局長に提出

(4) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 平成29年4月28日 至 平成29年4月30日）	平成29年5月1日
報告期間（自 平成29年5月1日 至 平成29年5月31日）	平成29年6月2日
報告期間（自 平成29年6月1日 至 平成29年6月30日）	平成29年7月7日
報告期間（自 平成29年7月1日 至 平成29年7月31日）	平成29年8月10日
報告期間（自 平成29年8月1日 至 平成29年8月31日）	平成29年9月12日
報告期間（自 平成29年9月1日 至 平成29年9月30日）	平成29年10月2日

関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年12月18日

株式会社デファクトスタンダード

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 佐藤 健文 ⑨
業務執行社員

指定社員 公認会計士 篠塚 伸一 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デファクトスタンダードの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デファクトスタンダードの平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。